

平成 19 年度中小企業の会計に関する実態調査事業
集計・分析結果
【最終報告書】

2008 年 3 月 28 日

新日本監査法人

目次

I	調査の概要	．．．．．	2
II	調査結果の分析	．．．．．	4

I 調査の概要

(1) 調査の目的

近年、中小企業をめぐる金融環境は大きく変化しております。金融機関は、中小企業に対して、従来の固定的な融資関係ではなく、各種金融関連法制及び手法を参照しつつ企業の経営状況及び将来性に対する評価を行い、その評価結果に応じた融資を実施しています。

公開会社及び会計監査人による監査を受ける企業は、「企業会計基準」に則って会計を実施している一方で、中小企業の会計実務は、専ら税務を念頭に置き実施されているといわれており、また計算書類のあり方に関しても明確ではないといわれています。

そこで中小企業庁では、平成14年3月に「中小企業の会計に関する研究会」を設置し、中小企業が「信用力のある決算書の作成」を実施することで、適正な経営の見極め及び金融機関・取引先の信用を獲得した円滑な資金調達を行えるよう、中小企業にとって望ましい会計のあり方として、商法特例法上の小会社（資本金の額が1億円以下の株式会社）を対象と想定した「中小企業の会計に関する研究会報告書」を策定しました。また、平成17年4月には、中小企業政策審議会企業制度部会を開催し、「中小企業の会計の質の向上に向けた推進計画」を策定しています。同計画にて明記されている目標値としては、平成17年度時点で2割程度だった中小企業の会計の認知度を、調査期間の3年間（本年度末）で5割に引き上げるとされており、「中小企業の会計」に対する認知度が着実に進むよう、様々な取組を実施しております。

このような背景から、各種取組を実施してきた結果、中小企業の経営者が、「中小企業の会計」に関する認知度が向上したか、「中小企業の会計」への取組の実態及び「中小企業の会計」の活用による効果等についての状況把握及び分析を実施することが急務となっております。

本調査は、中小企業経営者、公認会計士及び税理士等に対して、「中小企業の会計」に関するアンケート調査等を実施し、「中小企業の会計」の認知度・理解度・取組状況・取組効果等を把握することを目的として実施するものです。

(2) 調査の概要

◆会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート

- 抽出標本数：20,000 件
- 調査対象：建設業、製造業、運輸・倉庫・運輸業、卸売業、小売業、飲食業、不動産業、サービス業の中小企業
- 調査方法：郵送法
- 調査実施期間：平成20年2月15日（金）～2月29日（金）
- 回収標本数：4,569 件
（総数4,802件から大企業子会社および無効回答を除外）
- 回収率：24.0%

◆中小企業の会計処理・財務情報開示に関する税理士意識アンケート

- 調査対象：税理士
- 調査方法：税理士会による配布
- 調査実施期間：平成20年2月～3月
- 回収標本数：501 件

◆中小企業の会計処理・財務情報開示に関する公認会計士意識アンケート

- 調査対象：公認会計士
- 調査方法：会計士協会による配布
- 調査実施期間：平成 20 年 2 月～3 月
- 回収標本数：19 件

(3) 集計上の留意点

- ※ 集計は、少数点第 2 位を四捨五入してある。従って、数値の合計が 100.00% ちょうどにならない場合がある。
- ※ 回答の比率(%)は、その質問の有効回答数を基数(N)として算出している。
- ※ 本文や図表中の選択肢表記は、語句を短縮・簡略化している場合がある。
- ※ 集計した標本数は、統計局「平成 18 年事業所・企業統計調査」における産業分類別、企業常用雇用者規模別の企業数に合わせるために拡大推計を行っている(企業属性を除く)。

Ⅱ 調査結果の分析

会社の属性について（補正なし）

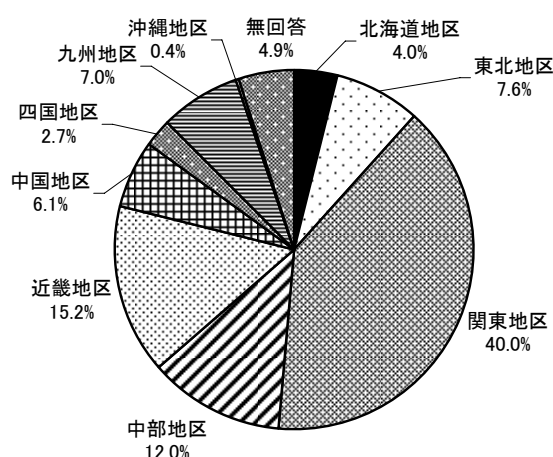
- 所在地では、「関東地区」が40.0%と最も多く、次いで「近畿地区」「中部地区」となっている。
- 本社の立地では、「東京都及び政令指定都市」が42.4%、「その他の市町村」が50.1%となっている。
- 業種別では、「製造業」が25.5%と最も多く、次いで「卸売・小売業」「サービス業」となっている。
- 資本金規模別構成では、「1千万円以上3千万円未満」が36.3%で最も多くなっており、次いで「5千万円以上1億円未満」「3千万円以上5千万円未満」となっている。
- 売上高規模別構成では、「10億円以上50億円未満」が37.0%と最も多くなっており、次いで「1億円以上5億円未満」「50億円以上」となっている。

◆ 所在地

北海道地区	北海道
東北地区	青森県, 岩手県, 秋田県, 宮城県, 山形県, 福島県
関東地区	茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 新潟県, 山梨県, 長野県, 静岡県
中部地区	富山県, 石川県, 岐阜県, 愛知県, 三重県
近畿地区	福井県, 滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県
中国地区	岡山県, 鳥取県, 島根県, 広島県, 山口県
四国地区	徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県
九州地区	福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県
沖縄地区	沖縄県

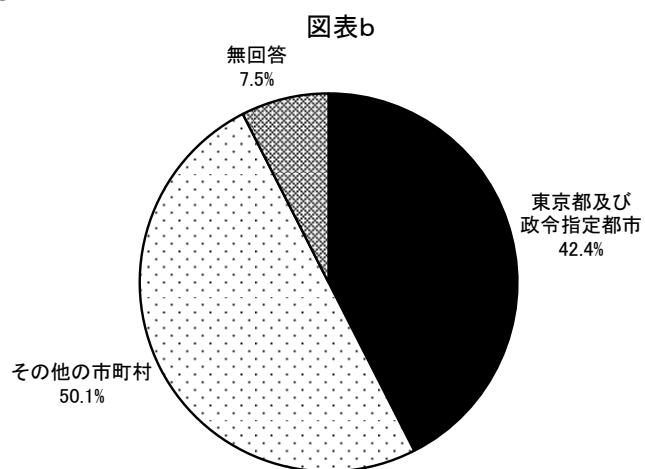
有効回答数 N=4569

図表a



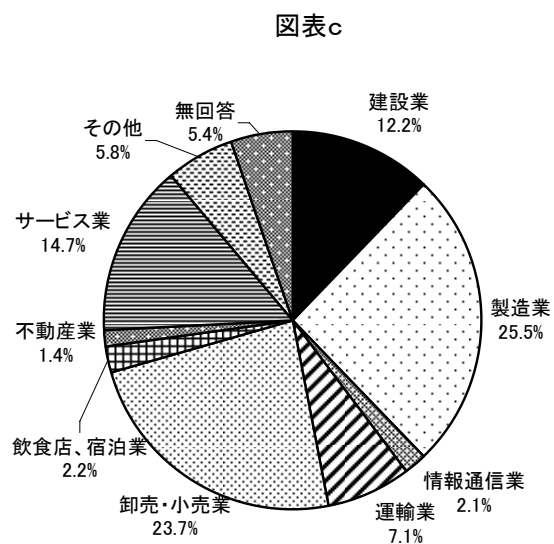
◆ 本社立地

有効回答数 N=4569



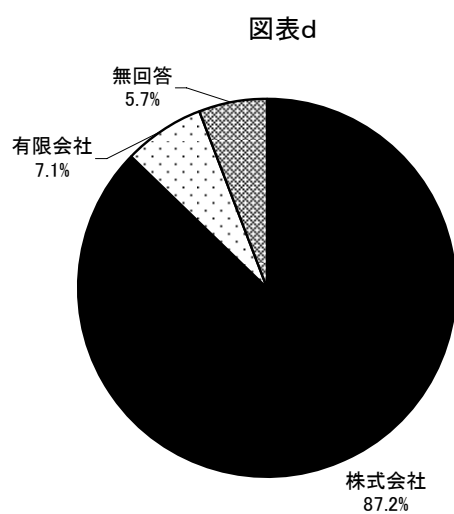
◆ 業種

有効回答数 N=4569



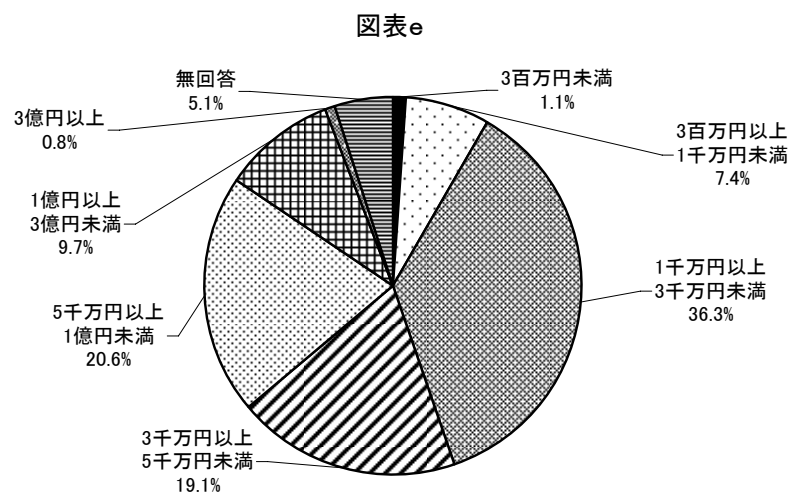
◆ 会社形態

有効回答数 N=4569



◆ 資本金

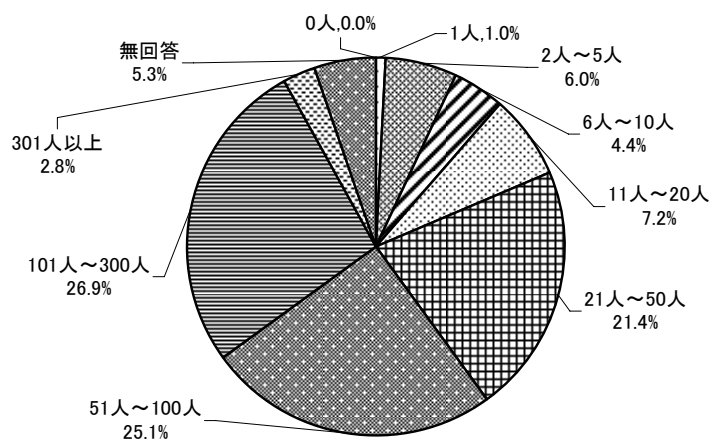
有効回答数 N=4569



◆ 従業員数（代表者本人や役員を除く）

有効回答数 N=4569

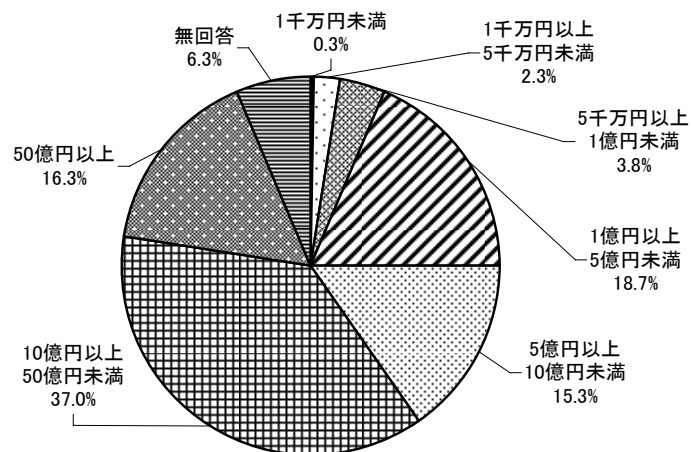
図表f



◆ 直近決算時の年間売上高

有効回答数 N=4569

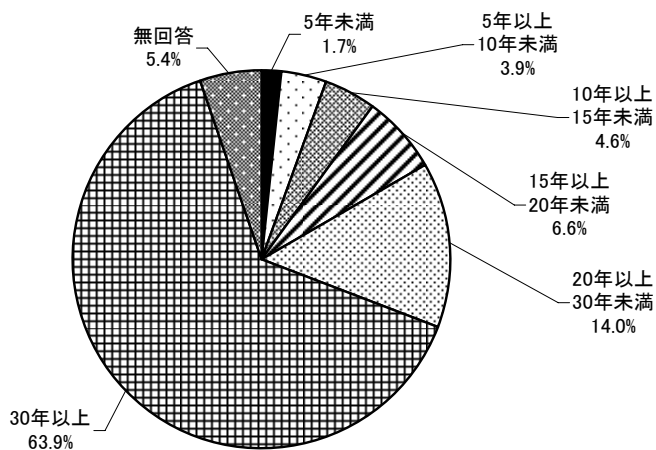
図表g



◆ 業歴 ※合併や名称変更などがあった場合には実質的な年数でお答えください。

有効回答数 N=4569

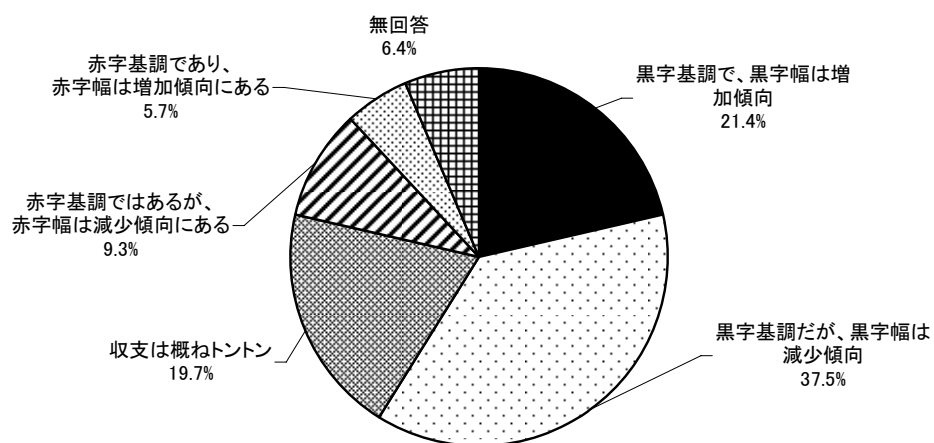
図表h



◆ 直近3年の損益の状況

有効回答数 N=4569

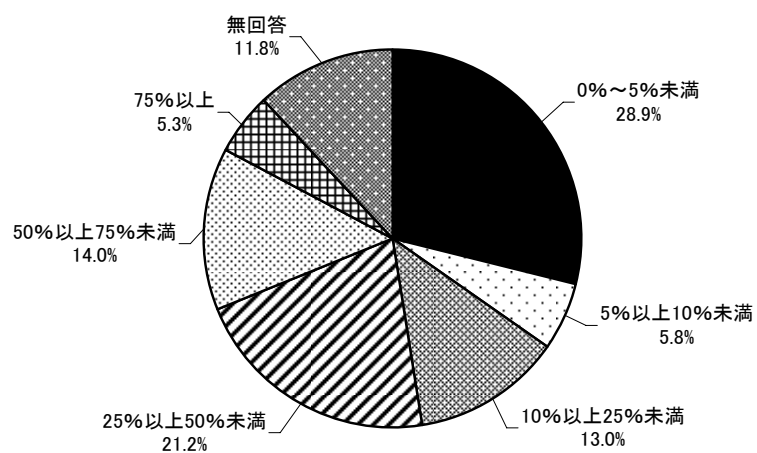
図表i



◆ 銀行借入総額／総資産額×100(%)の数値

有効回答数 N=4569

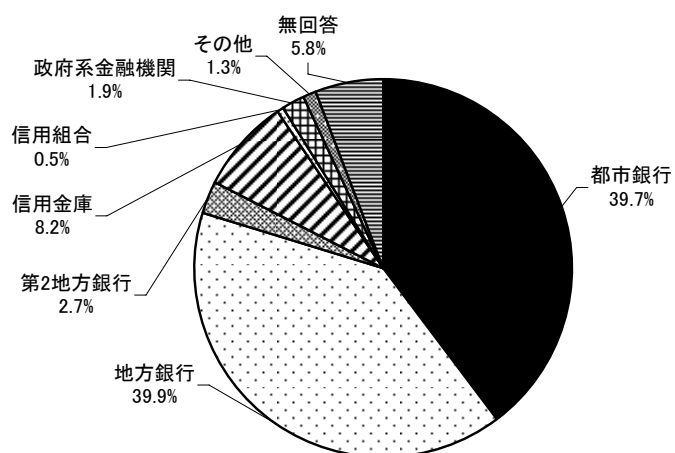
図表k



◆ 主要取引金融機関

有効回答数 N=4569

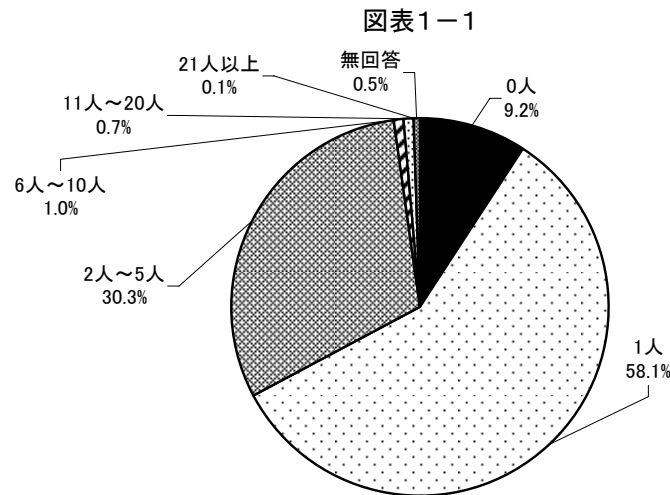
図表l



I. 会社の内部体制について

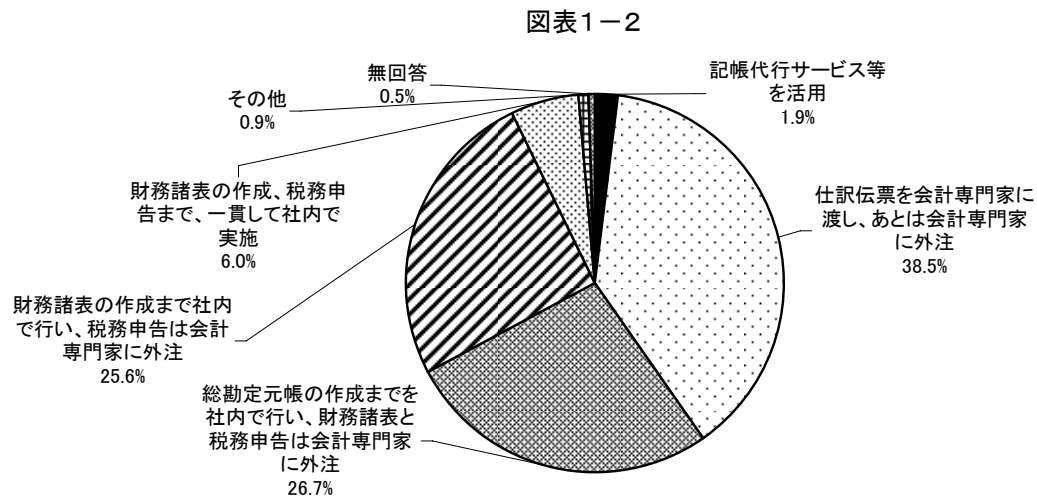
(1) 経理財務に関する体制について

- 経理財務担当の人員（事業主以外）は、「1人」が58.1%と最も多く、次いで「2人～5人」が30.3%となっている。



(2) 経理財務に関する事務分担について

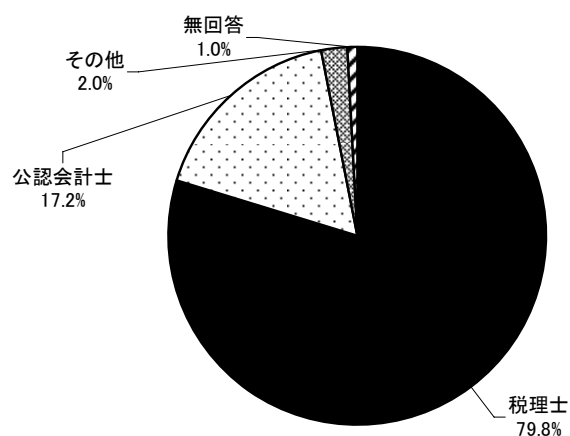
- 経理財務に関する事務をみると、「仕訳伝票を会計専門家（税理士・公認会計士等）に渡し、あとは会計専門家に外注している」が38.5%と最も多く、次いで、「総勘定元帳の作成までを社内で行い、残りの財務諸表の作成に係る処理と税務申告については会計専門家に外注している」が26.7%、「財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）の作成まで一貫して社内で行っており、税務申告については会計専門家に外注している」が25.6%の順になっている。



(3) 経理財務に関する事務を依頼している会計専門家について

- 経理財務に関する事務を依頼している会計専門家を見ると、「税理士」が 79.8%と最も多く、次いで「公認会計士」が 17.2%となっている。

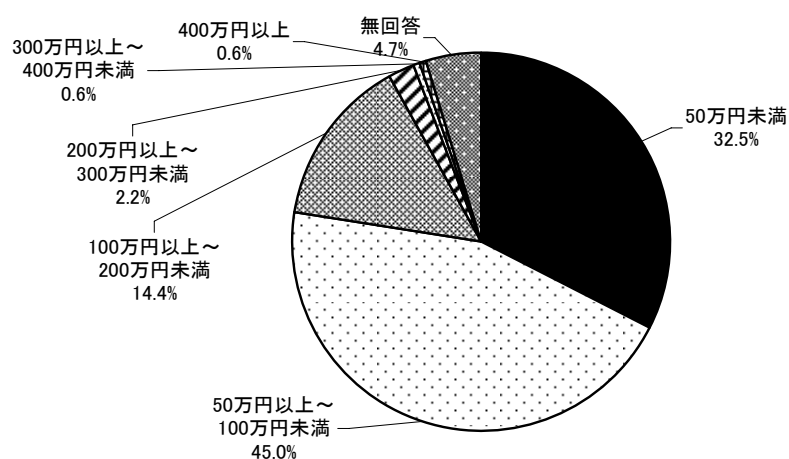
図表1-3



(4) 会計専門家（税理士・公認会計士等）への支払い報酬（年間）について

- 会計専門家への支払い報酬を見ると、「50 万円以上～100 万円未満」が 45.0%と最も多く、次いで「50 万円未満」が 32.5%、「100 万円以上～200 万円未満」が 14.4%となっており、100 万円未満で全体の 75%超となっている。

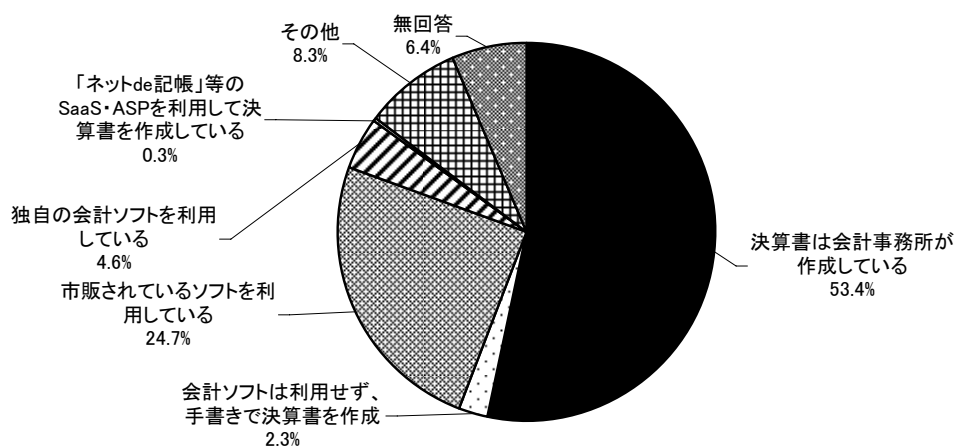
図表1-4



(5) 会計ソフトの利用状況について

- 会計ソフトの利用状況をみると、「決算書は会計事務所が作成しているので、自社では会計ソフトは利用していない」が 53.4%と最も多く、次いで、「決算書を社内で作成しており、作成にあたっては市販されているソフトを利用している」が 24.7%の順になっている。
- なお、決算書を社内で作成している割合は、約 30%程度（その他、無回答を除く）となっている。

図表1－5

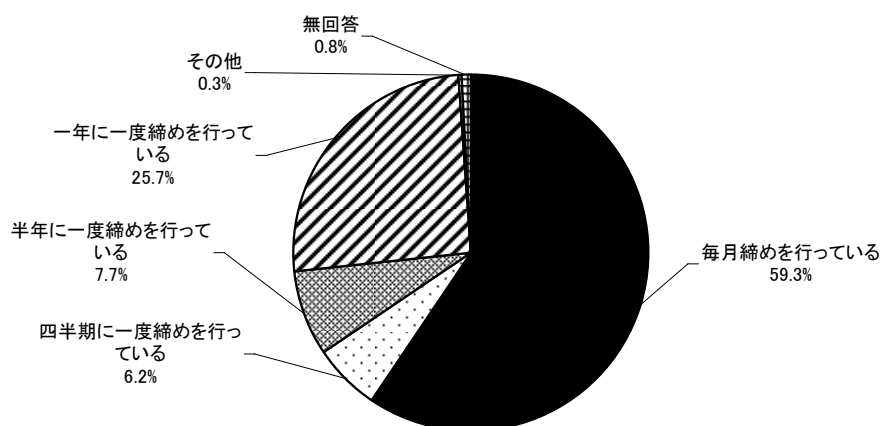


Ⅱ．決算書の作成及び活用について

(1) 財務管理上、期中の締め頻度について

○ 期中の締め頻度については、「毎月締めを行っている」が 59.3%と最も多く、次いで「一年に一度締めを行っている」が 25.7%となっている。

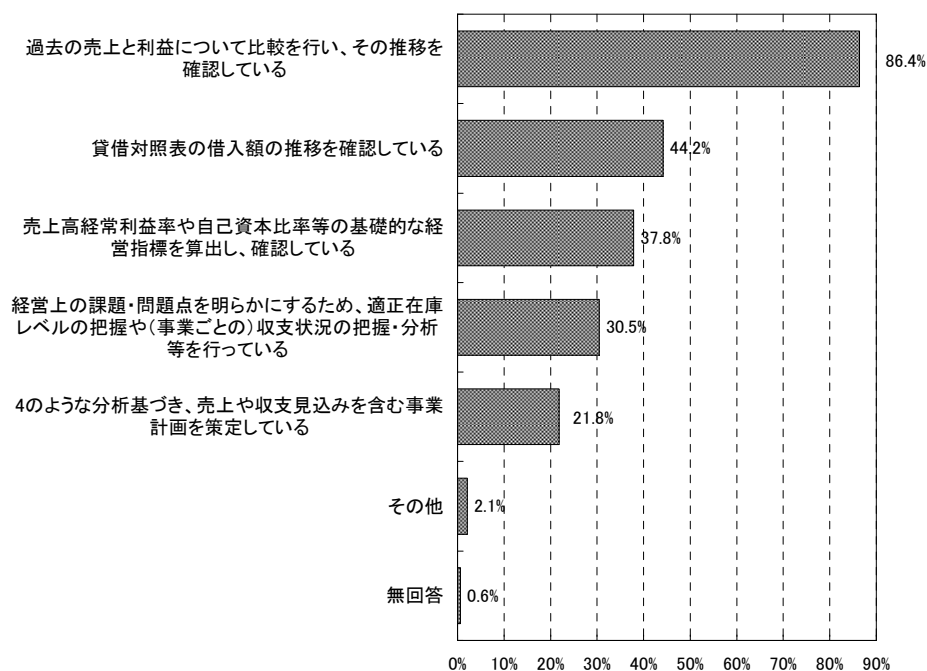
図表2－1



(2) 作成した決算書の利用方法について（複数回答）

○ 決算書の利用状況をみると、「過去の売上と利益について比較を行い、その推移を確認している」が 86.4%、「貸借対照表の借入額の推移を確認している」が 44.2%、「売上高経常利益率や自己資本比率等の基礎的な経営指標を算出し、確認している」が 37.8%となっている。

図表2－2



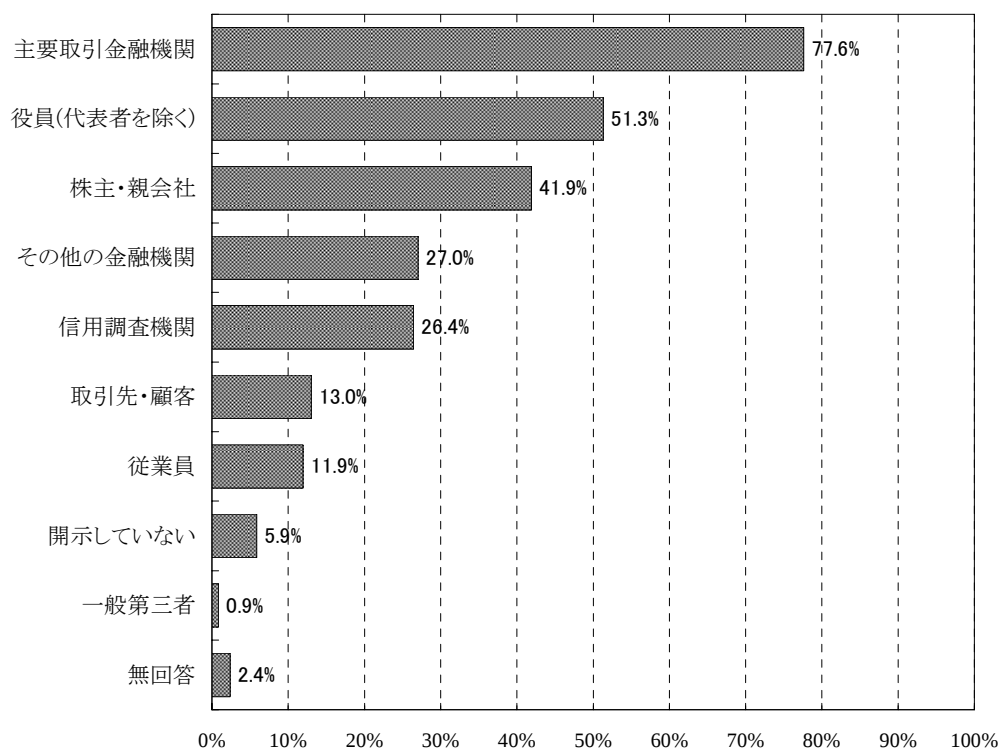
Ⅲ. 決算書等の情報開示について

(1) 財務情報の開示している先及び開示してる書類について（複数回答）

1. 決算書の開示先について

- 決算書の開示先を見ると、「主要取引金融機関」が77.6%と最も多く、次いで、「役員（代表者を除く）」、「株主・親会社」となっている。一方、「取引先・顧客」や「従業員」への開示は少数となっている。

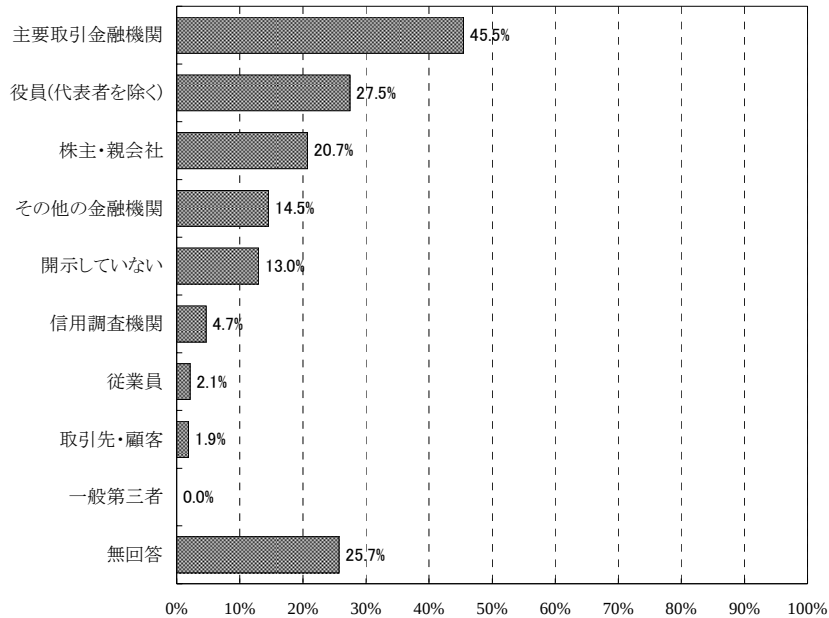
図表3-1-1



2. 税務申告書一式の開示先について

- 税務申告書一式の開示先を見ると、「主要取引金融機関」が45.5%と最も多く、次いで、「役員（代表者を除く）」、「株主・親会社」の順になっている。

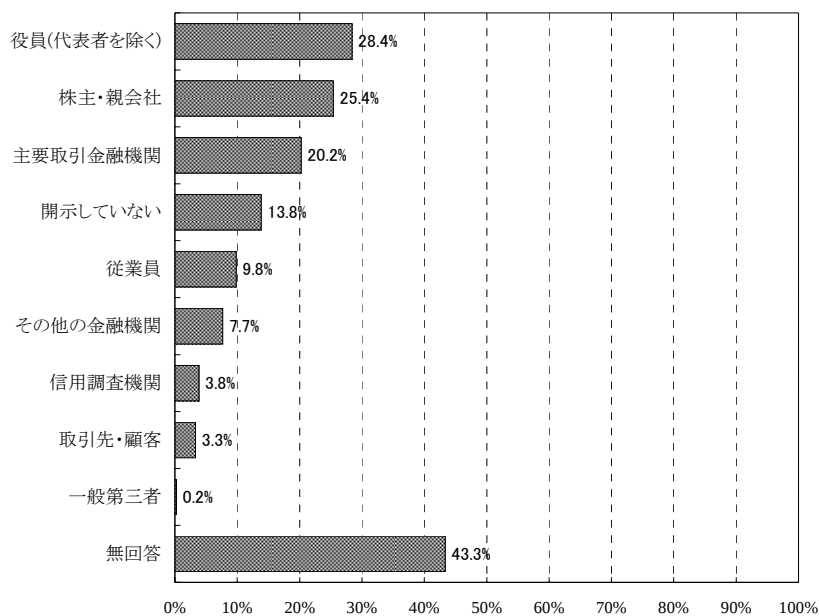
図表3-1-2



3. 事業報告書の開示先について

- 事業報告書の開示先を見ると、「主要取引金融機関」が28.4%と最も多く、次いで、「株主・親会社」、「主要取引金融機関」の順になっている。

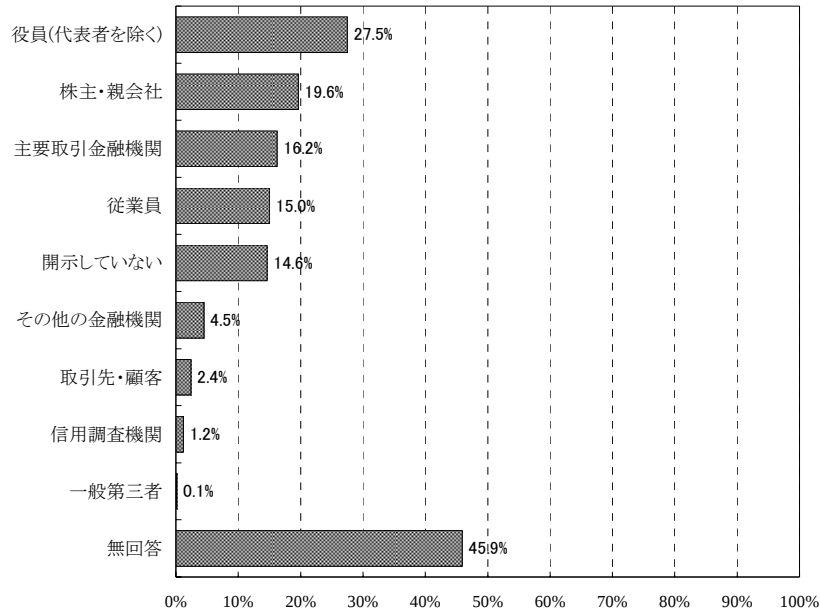
図表3-1-3



4. 事業計画の開示先について

- 事業計画の開示先を見ると、「役員（代表者を除く）」が27.5%と最も多く、次いで、「株主・親会社」、「主要取引金融機関」の順になっている。

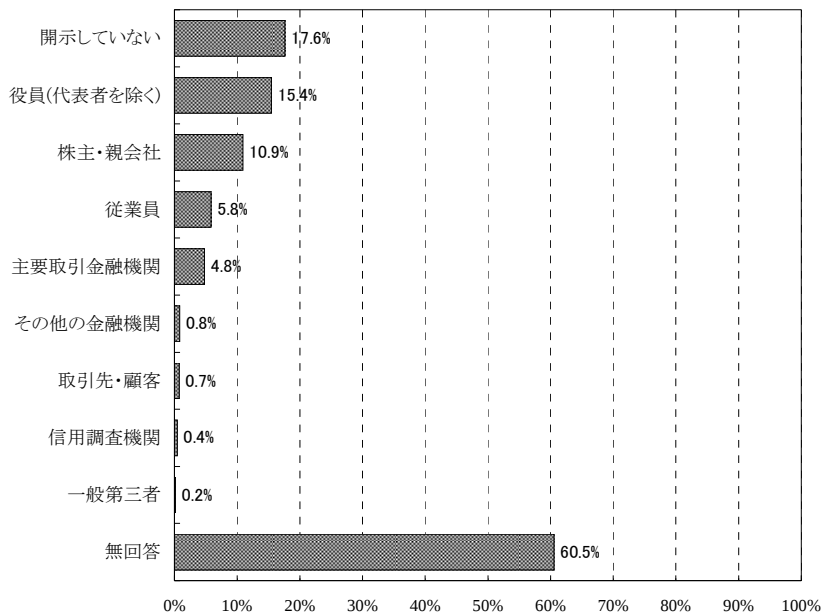
図表3-1-4



5. リスク（不正、係争等）情報の開示先について

- リスク（不正・係争等）情報の開示先を見ると、「開示していない」が17.6%と最も多く、次いで、「役員（代表者を除く）」、「株主・親会社」の順になっている。

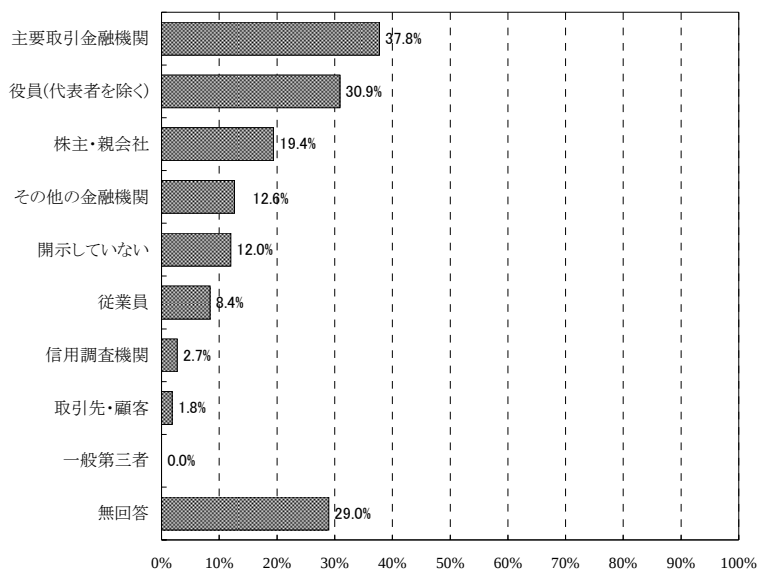
図表3-1-5



6. 試算表等の開示先について

- 試算表等の開示先を見ると、「主要取引金融機関」が37.8%と最も多く、次いで、「役員（代表者を除く）」、「株主・親会社」の順になっている。

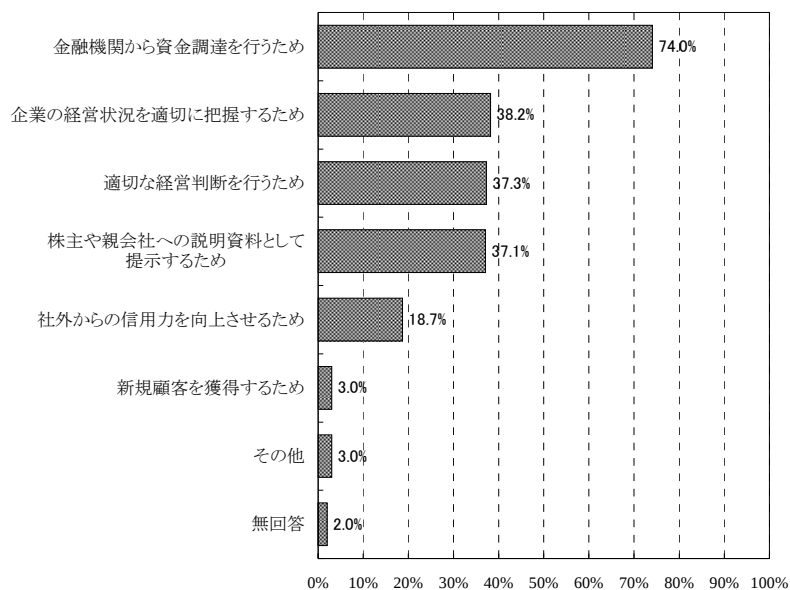
図表3-1-6



(2) 決算書等の開示理由について（複数回答）

- 決算書等の開示理由を見ると、「金融機関から資金調達を行うため」が74.0%と最も多く、次いで、「企業の経営状況を適切に把握するため」、「適切な経営判断を行うため」の順になっている。

図表3-2

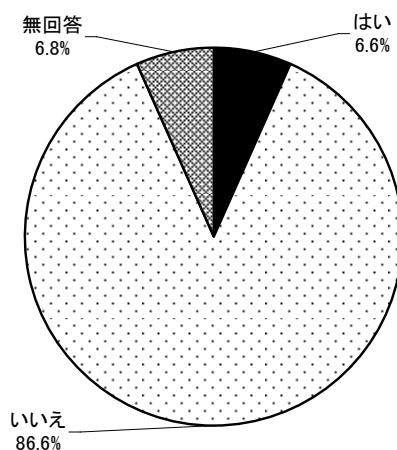


(3) 提出した決算書等への指摘について

a 欄：指摘の有無について

- 提出先より提出書類への指摘の有無を見ると、「はい（指摘があった）」が 6.6%となっている。

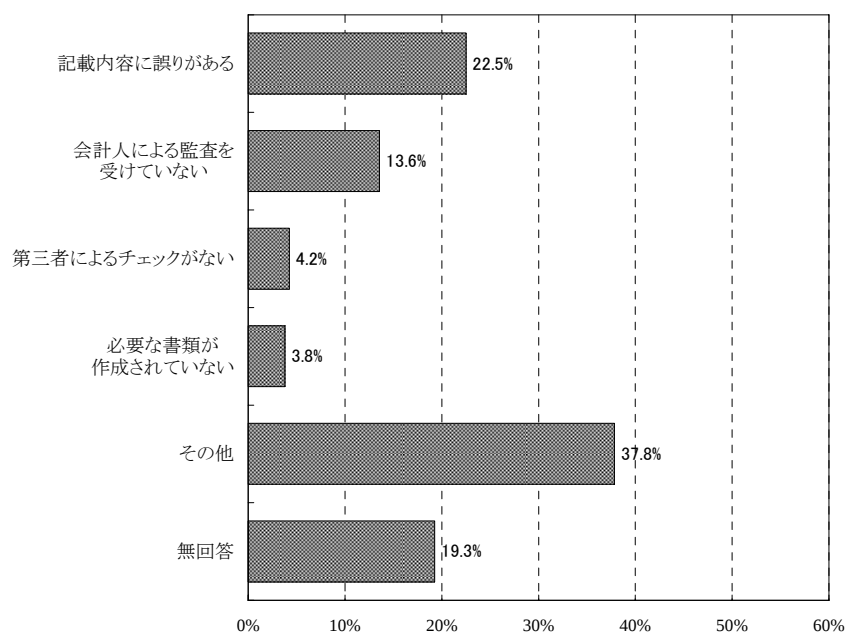
図表3-3-a



b 欄：指摘された内容について（複数回答）

- 提出書類への指摘内容を見ると、「その他」が 37.8%と最も多く、次いで、「記載内容に誤りがある」、「会計人による監査を受けていない」の順になっている。

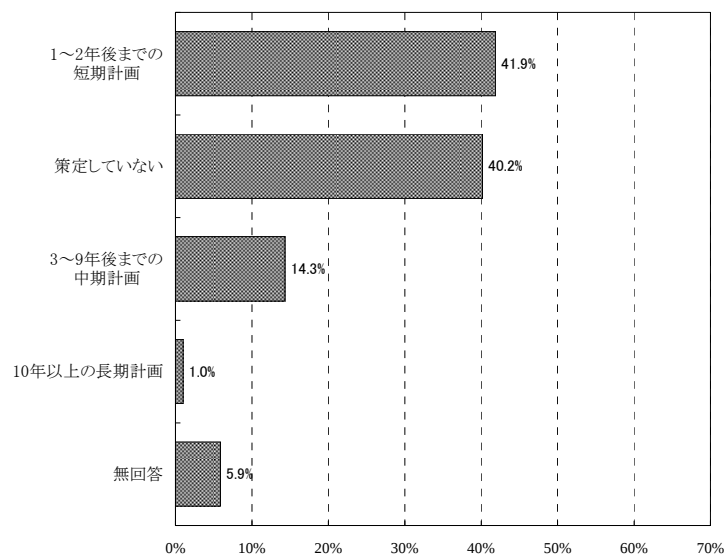
図表3-3-b



(4) 事業計画書の策定期間について（複数回答）

○ 策定している事業計画書の内訳は「1～2年後までの短期計画」が41.9%と最も多く、次いで、「策定していない」が40.2%となっている。

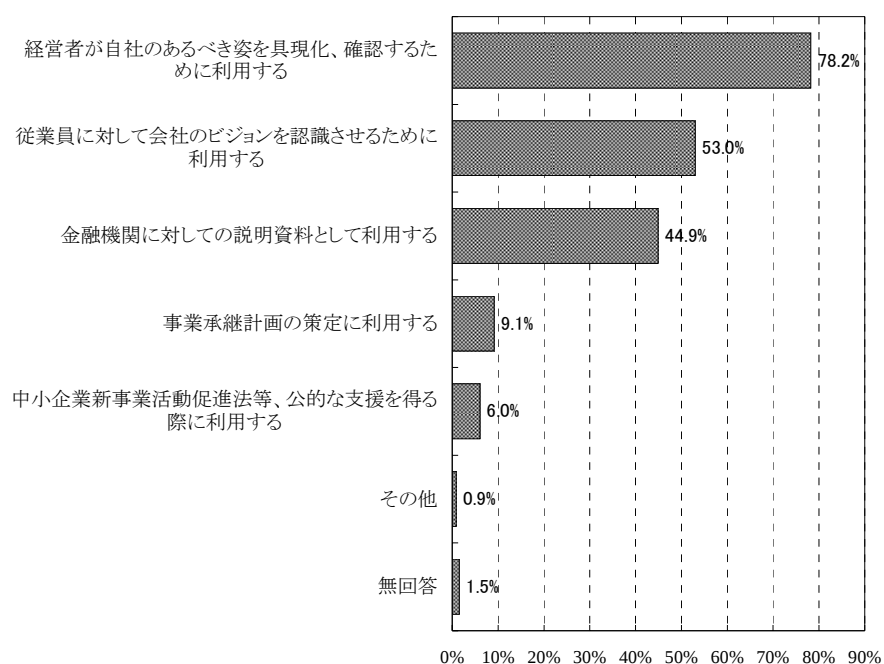
図表3-4



(5) 作成した事業計画書の利用方法について（複数回答）

○ 事業計画書の利用方法としては、「経営者が自社のあるべき姿を具現化、確認するため」が78.2%、次いで「従業員に対して会社のビジョンを認識させるため」が53.0%、「金融機関に対しての説明資料」が44.9%となっている。

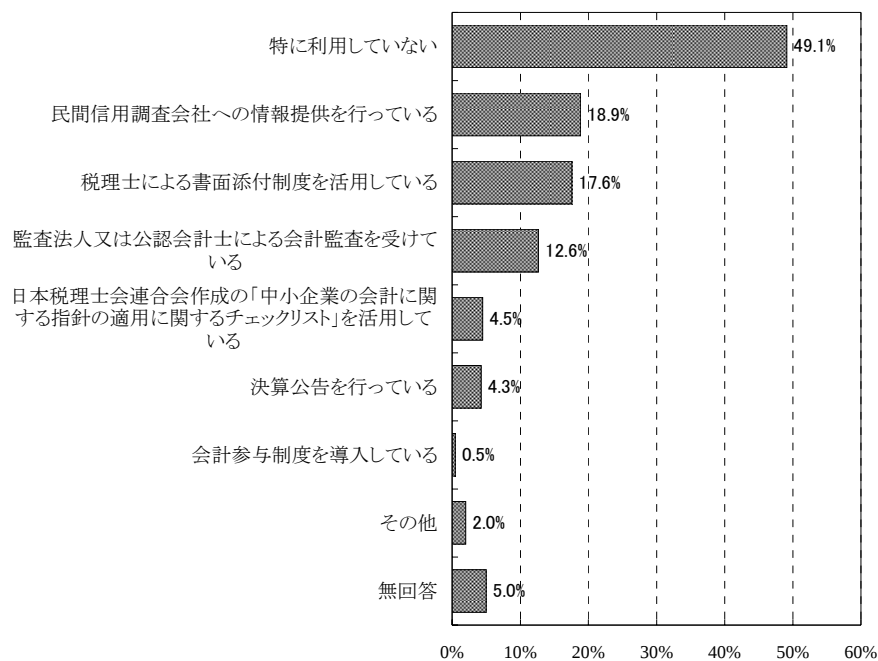
図表3-5



(6) 決算書の信用力を高めるための取り組みについて（複数回答）

○ 決算書の信用力向上への取り組み内容は、「特に利用していない（何も行っていない）」が49.1%と最も多く、次いで、「民間信用調査会社への情報提供」が18.9%、「税理士による書面添付制度を活用している」が17.6%となっている。

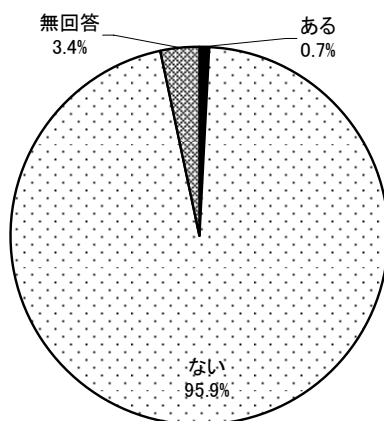
図表3-6



(7) 自社の信用力を高めるための第三者による格付けサービスの利用状況について

○ 「第三者による格付けを行うサービス」の利用状況をみると、「利用したことがある」が0.7%、「利用したことがない」が95.9%となっている。

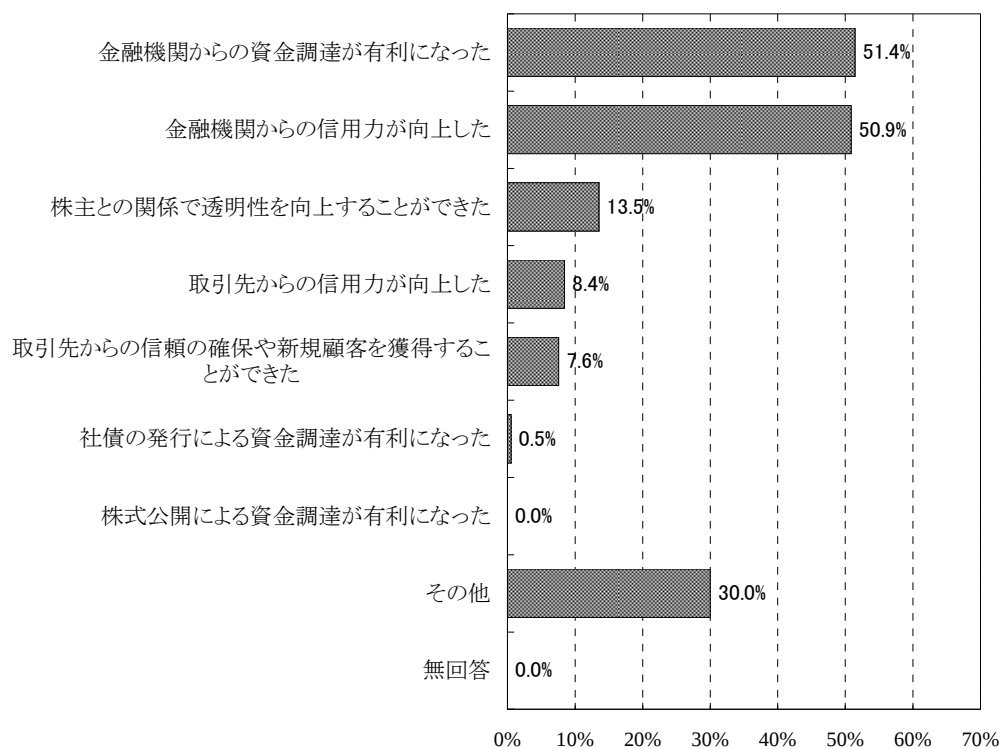
図表3-7



(8) 格付けサービスを利用した効果について（複数回答）

○ 格付けサービスの利用効果をみると、「金融機関からの資金調達が有利になった」が 51.4%と最も多く、次いで、「金融機関からの信用力が向上した」50.9%となっている。

図表3-8



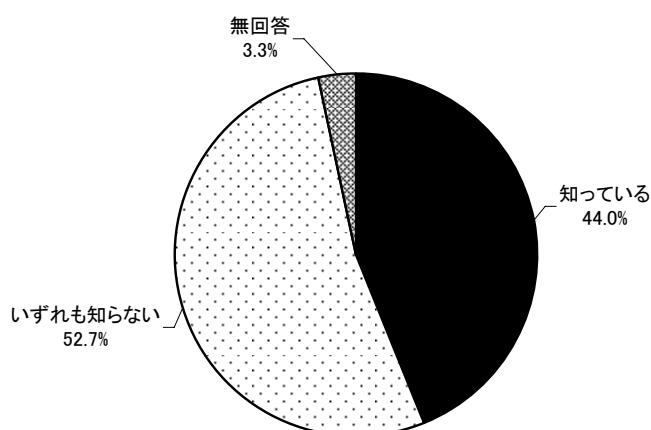
Ⅳ. 「中小企業の会計」について

※ 「中小企業の会計」とは、中小企業庁が、中小企業にとって望ましい会計処理のあり方として公表した「中小企業の会計に関する研究会報告書」や、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会が各々公表した報告書、および三つの報告書を引き継ぎ、統合するものとして日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会が公表した「中小企業の会計に関する指針」等の中小企業の会計ルールに関する事項を総称するもの。

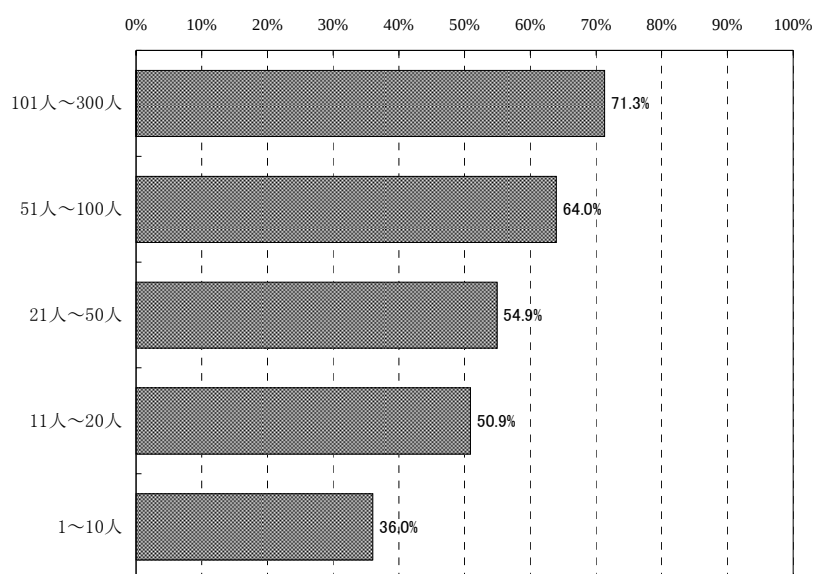
(1) 「中小企業の会計」に関する認知度について

- 中小企業の会計について何らかのことを知っている企業は 44%となっている。
- 「中小企業の会計」の認知度について分析したところ、従業員数が 11 人以上の企業層においては認知度が 50%を超えており（従業員数 11 人以上の企業における認知度は 53.3%）、従業員規模が大きい企業ほど、「中小企業の会計」の認知度は高い水準となっている。
- また、認知度について収益状況別に分析すると、黒字企業においては約 50%水準となっており、浸透度合いの向上が伺える。
- 中小企業の会計について知っていることは、「中小企業の会計の内容について知っている」が 27.6%と最も多く、次いで、「中小企業の会計に関する指針が策定されたことを知っている」が 11.8%、「中小企業の会計 31 問 31 答を知っていた」が 9.7%となっている。

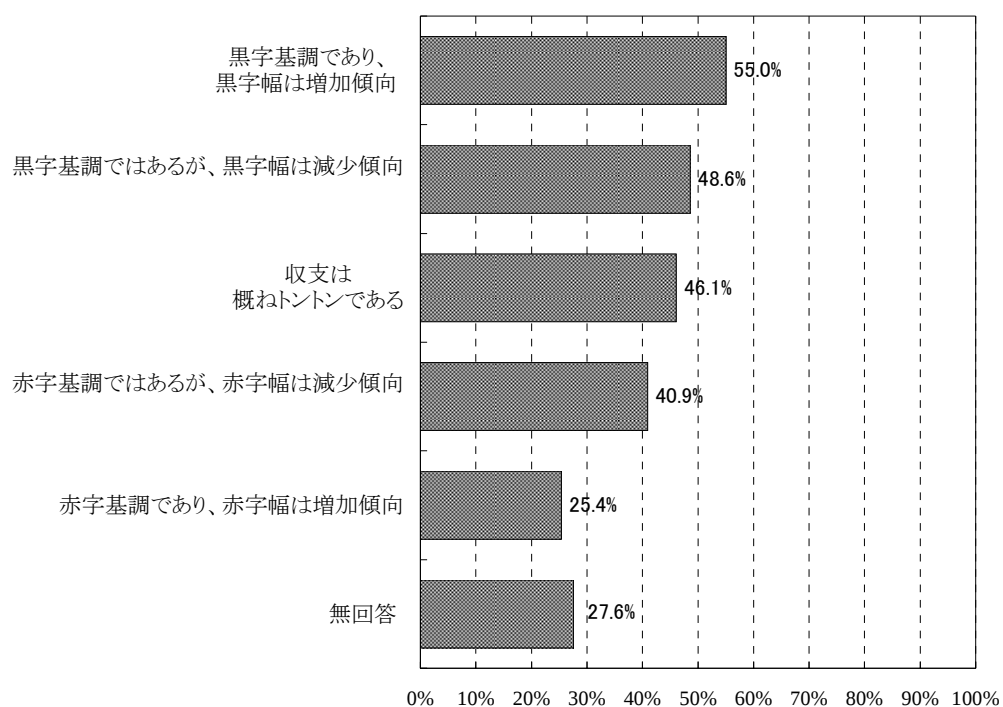
図表4－1



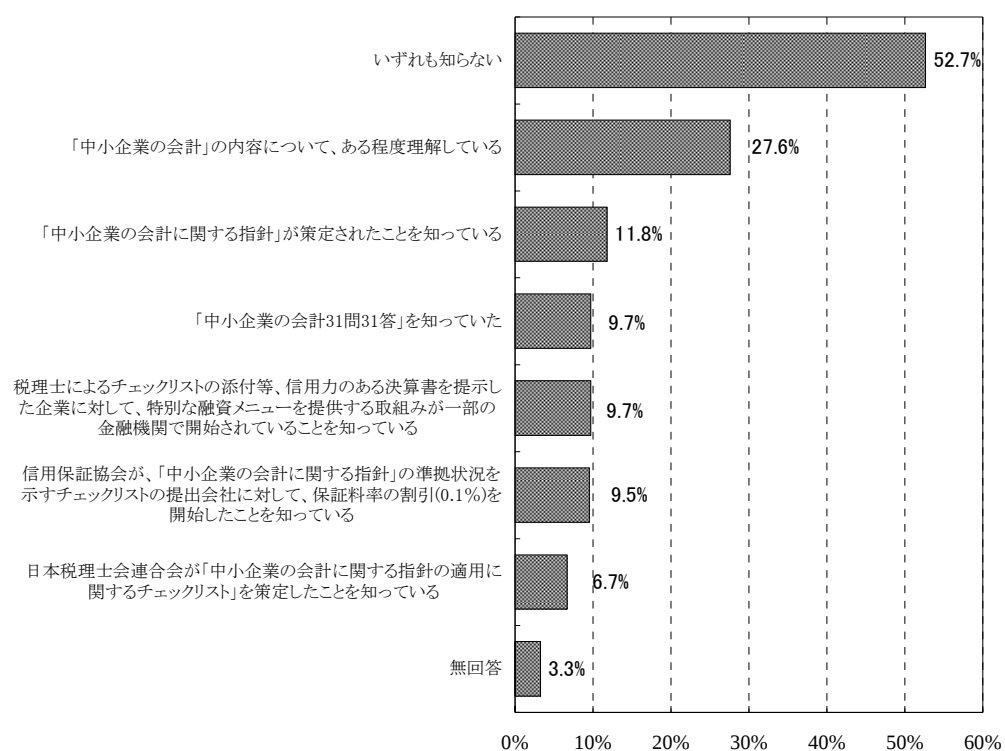
図表4－1－1（「中小企業の会計」の従業員数別認知率）



図表4－1－2（「中小企業の会計」の収益別認知率）



図表4-1-3(「中小企業の会計」について知っていること)(複数回答)

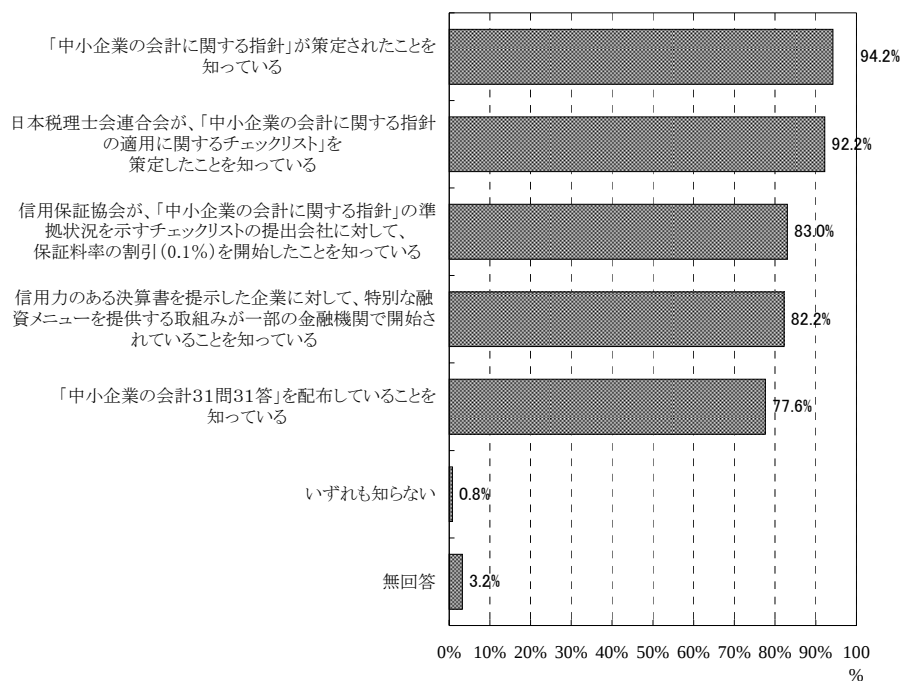


「中小企業の会計」に関する認知事項について(複数回答)

<税理士意識アンケートより>

有効回答数 N=501

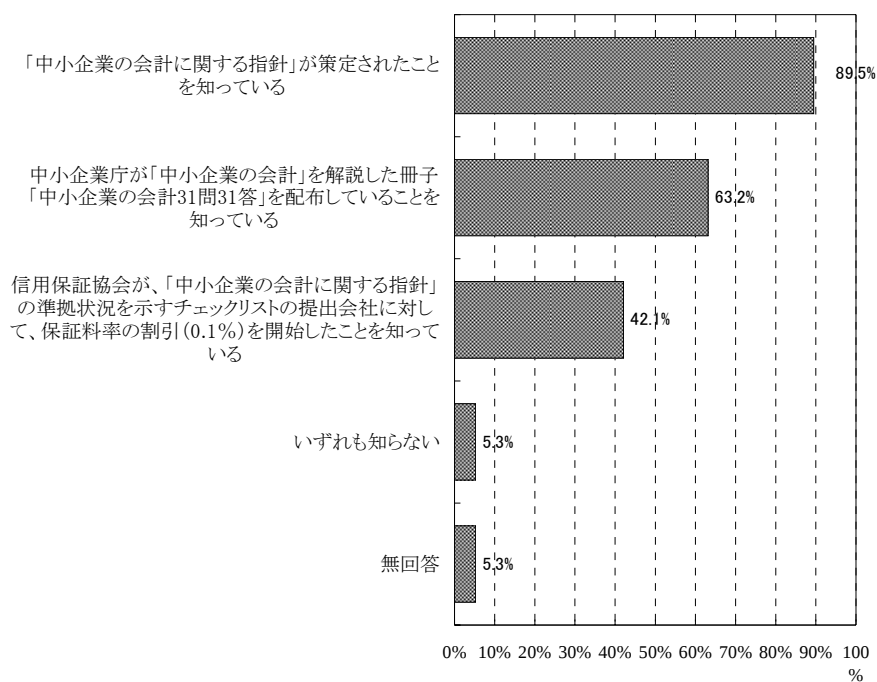
図表4-1-4



<公認会計士意識アンケートより>

有効回答数 N=19

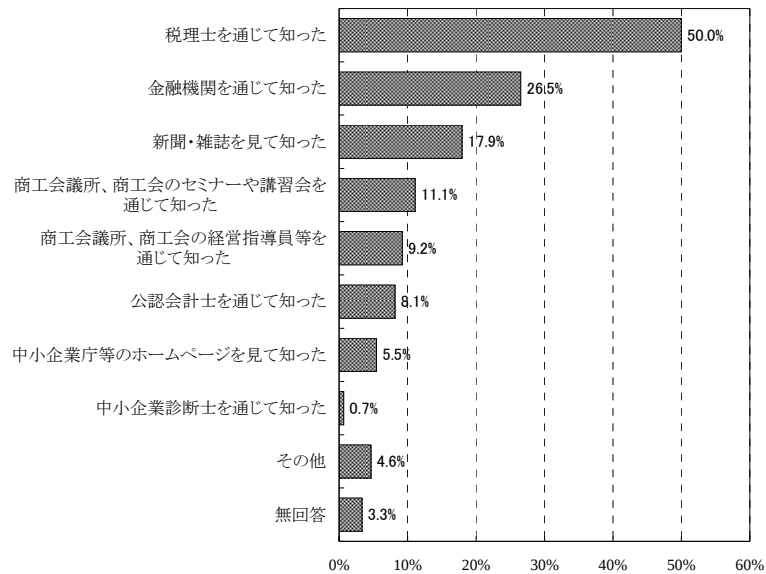
図表4-1-5



(2) 「中小企業の会計」の情報ソースについて（複数回答）

○ 「中小企業の会計」を知った情報ソースについては、「税理士」が50.0%と最も多く、次いで、「金融機関」「新聞・雑誌」の順になっている。

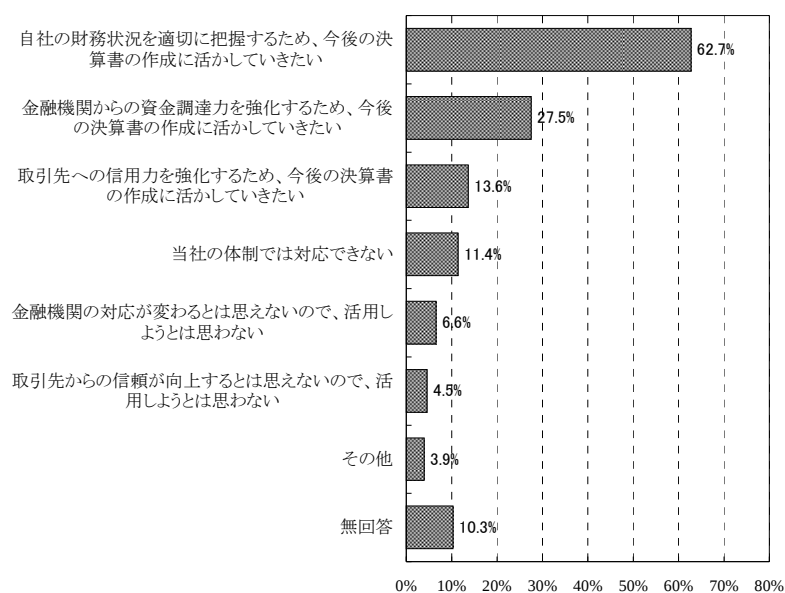
図表4-2



(3) 適切な会計処理に基づき決算書を作成することへの取組について（複数回答）

○ 適切な会計処理に基づき決算書を作成することへの取り組みについて、「自社の財務状況を適切に把握するため、決算書作成に活用」が62.7%と最も多く、次いで「金融機関からの資金調達力を強化するため、決算書作成に活用」、「取引先への信用力を強化するため、決算書の作成に活用」と続いている。

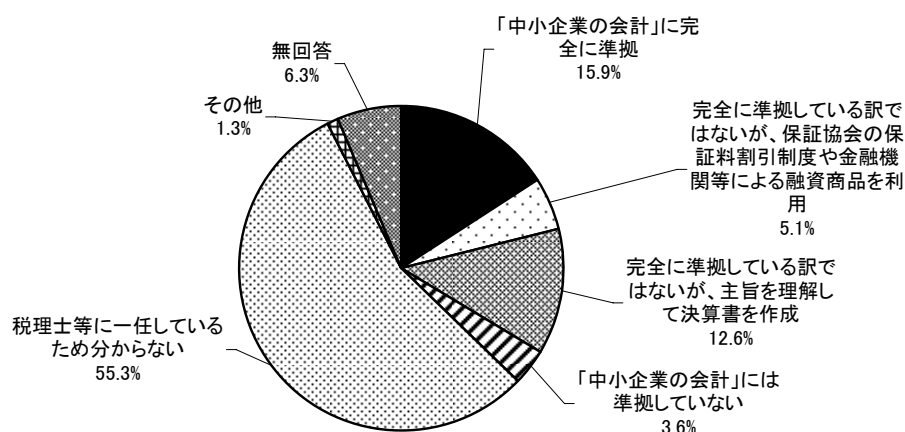
図表4-3



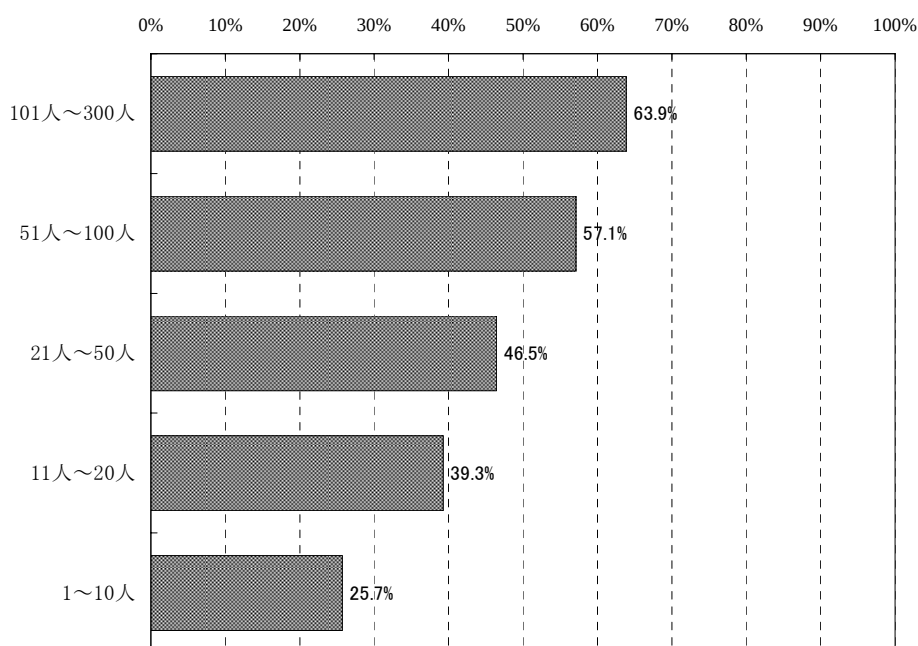
(4) 「中小企業の会計」に準拠した計算書類の作成状況について

- 中小企業の会計に準拠した計算書類の作成状況をみると、「中小企業の会計」に準拠して計算書類の作成を行っているとは回答したのは33.6%（うち、「完全に準拠して計算書類を作成している」と回答したのは15.9%）で、「税理士等に一任しているため分からない」が55.3%となっている。
- 中小企業の会計の準拠性を従業員規模別に分析すると、従業員規模が大きくなるにつれ、「中小企業の会計」に準拠して計算書類の作成を行っている比率は高くなる。

図表4-4



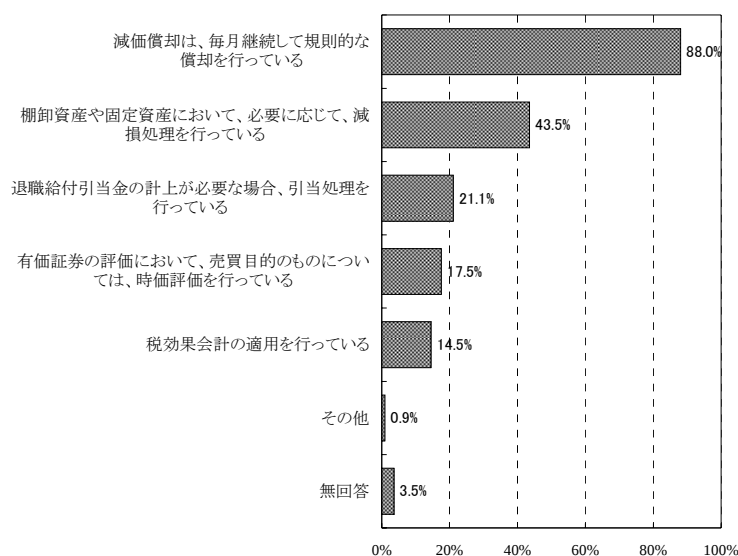
図表4-4-1（「中小企業の会計」の従業員数別準拠状況）



(5) 「中小企業の会計」に一部準拠しながら作成している計算書類において適用されている会計処理の項目について（複数回答）

- 中小企業の会計に準拠した計算書類において適用項目をみると、「減価償却は、毎月継続して規則的な償却を行っている」と回答したのは88.0%、「棚卸資産や固定資産において、必要に応じて、減損処理を行っている」が43.5%。「退職給付引当金の計上が必要な場合、引当処理を行っている」が21.1%となっている。

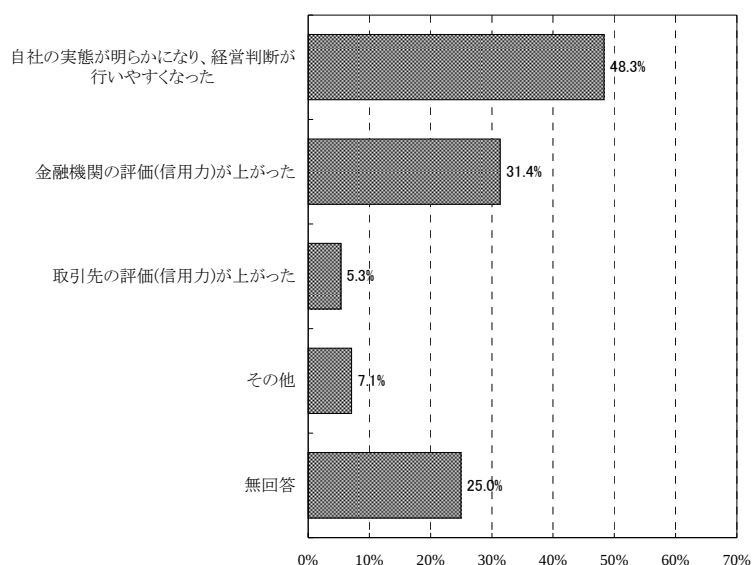
図表4-5



(6) 「中小企業の会計」に準拠して計算書類を作成したことによる効果について（複数回答）

- 準拠して計算書類の作成をしたことによる効果をみると、「自社の実態が明らかになり、経営判断が行いやすくなった」が48.3%、次いで「金融機関からの評価（信用力）が上がった」となっている。

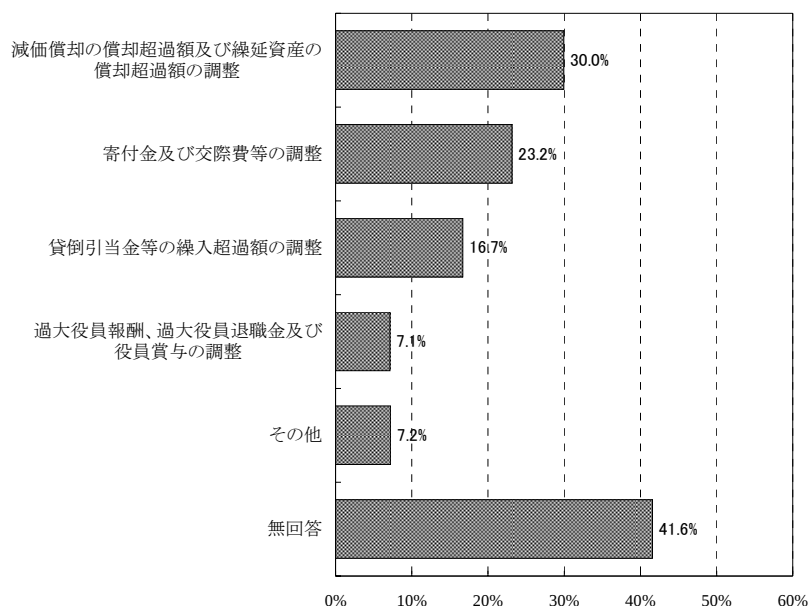
図表4-6



(7) 計算書類の作成に関して、「中小企業の会計」に準じた処理を行っているために、税務申告時に調整が生じている項目について（複数回答）

- 税務申告時に調整している項目をみると、「減価償却の償却超過額及び繰延資産の償却超過額の調整」と回答したのは 30.0%、「寄付金及び交際費等の調整」が 23.2%。「貸倒引当金等の繰入超過額の調整」が 16.7%となっている。

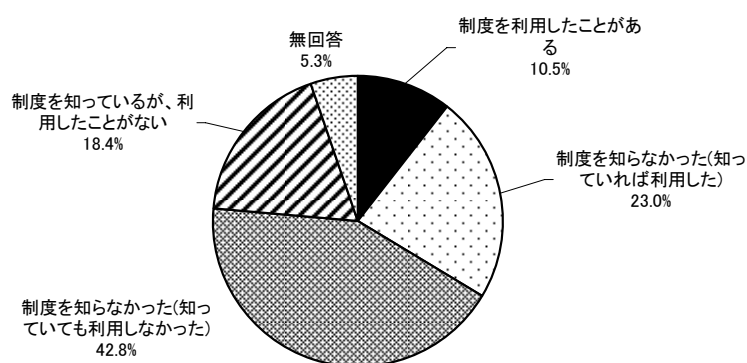
図表4-7



(8) 平成18年4月、信用保証協会において、「中小企業の会計に関する指針」の準拠状況を示すチェックリストの提出会社に対する保証料率の割引（0.1%）制度の利用状況について

- 制度の利用状況について、「利用したことがある」と回答した企業は 10.5%であった。また、「知らない」と回答した企業は 65.8%であったが、23.0%は「知っていれば利用した」と回答している。

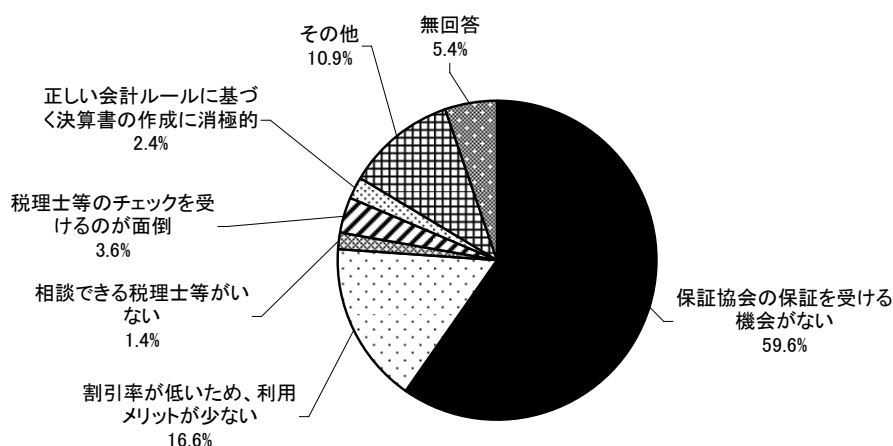
図表4-8



(9) 「中小企業の会計に関する指針」の準拠状況を示すチェックリストの提出会社に対する保証料率の割引制度を利用しない理由について

- 制度を利用しない理由としては、「保証協会の保証を受ける機会がない」が 59.6%となっている。この回答を除けば、「割引率が低いため、利用メリットが少ない」との回答が 16.6%となっている。

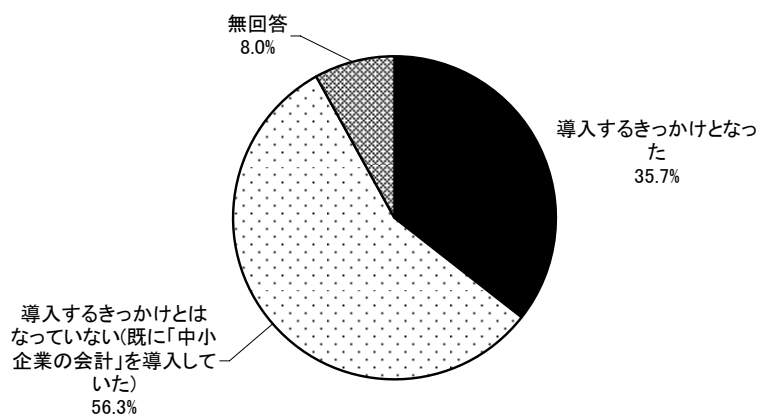
図表4－9



(1 0) 「中小企業の会計に関する指針」の準拠状況を示すチェックリストの提出会社に対する保証料率の割引制度は、「中小企業の会計」を導入する動機付けになったかについて

- 実際に制度を利用したことがある経営者のなかで割引制度が「中小企業の会計」を導入するきっかけとなったかは、35.7%が「動機付けとなった」と回答している。

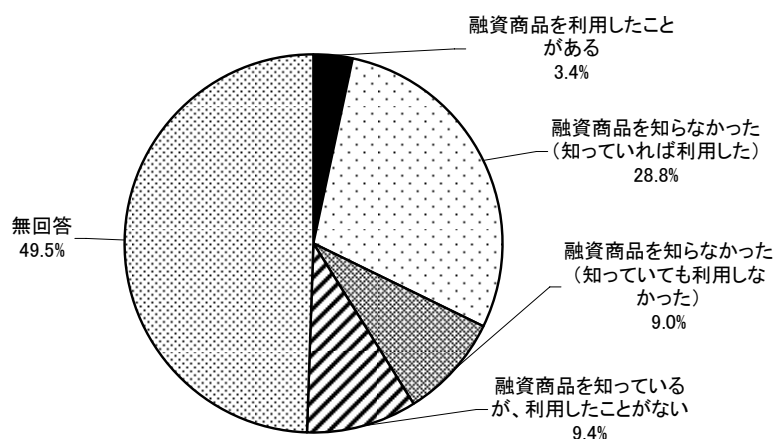
図表4－10



(11) 金融機関において、「中小企業の会計」に準拠して決算書を作成している企業に対する「融資条件を優遇する商品」の利用経験について

○ 金融機関が実施する「融資条件の優遇制度」の利用経験について、「利用したことがある」が3.4%となっている。一方、「融資商品をしらなかった（知っていれば利用した）」との回答が28.8%に及んでいる。

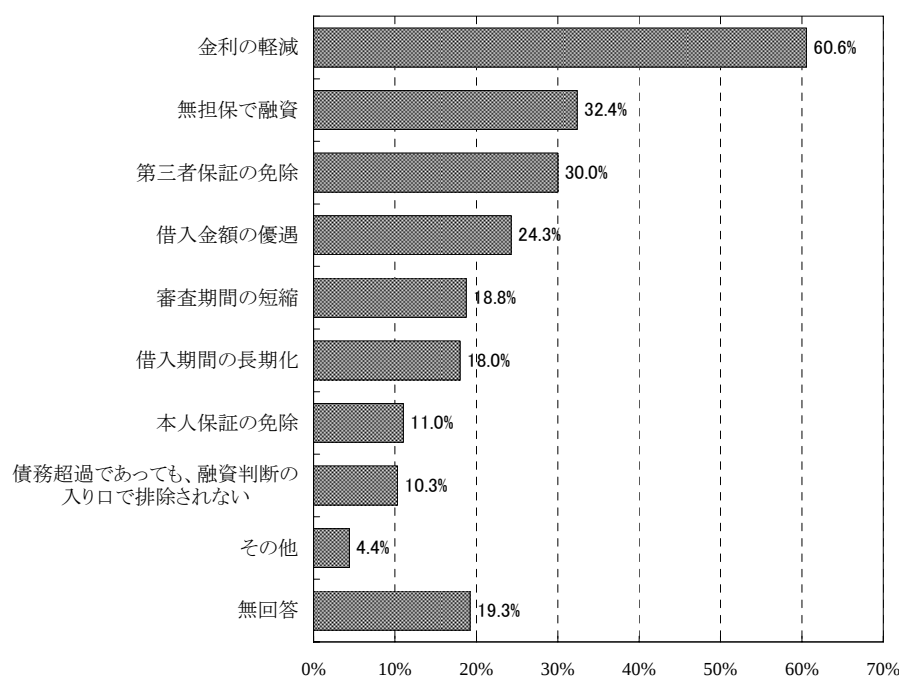
図表4-11



(12) 融資商品を利用する動機付けとして重要視している事項について（複数回答）

○ 優遇商品の利用の動機付けの重要度では、「金利の軽減」が60.6%となっている。次いで「無担保で融資」が32.4%、「第三者保証の免除」30.0%となっている。

図表4-12

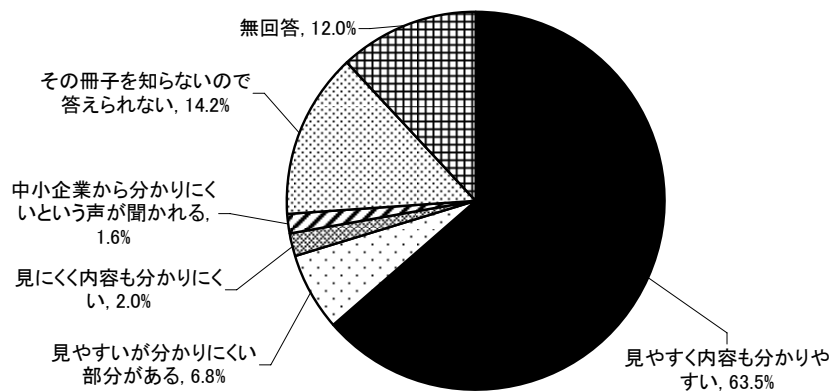


中小企業の会計 31 問 31 答」についての感想

＜税理士意識アンケートより＞

有効回答数 N=501

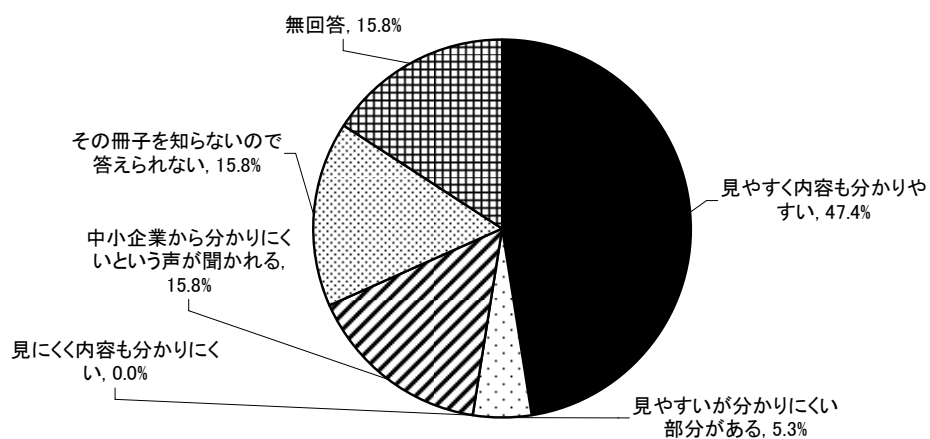
図表4-12-1



＜公認会計士意識アンケートより＞

有効回答数 N=19

図表4-12-2

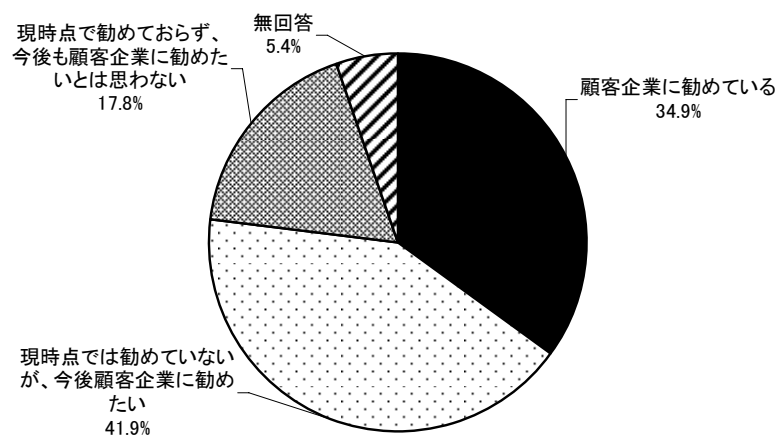


「中小企業の会計」をクライアントに勧めるか

< 税理士意識アンケートより >

有効回答数 N=501

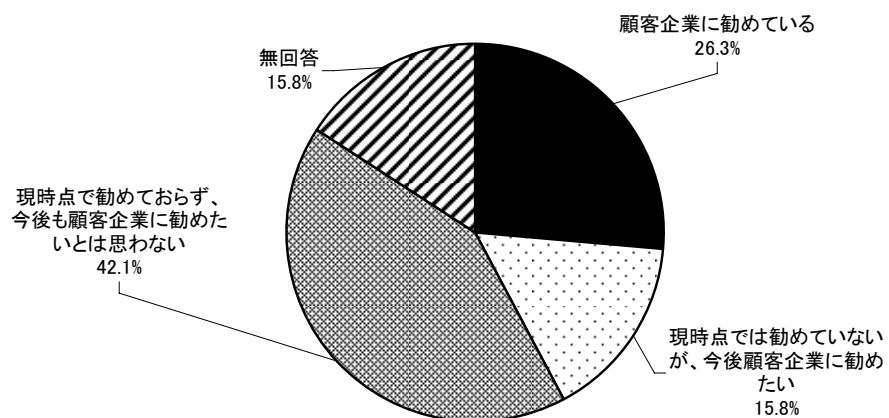
図表4-12-3



< 公認会計士意識アンケートより >

有効回答数 N=19

図表4-12-4

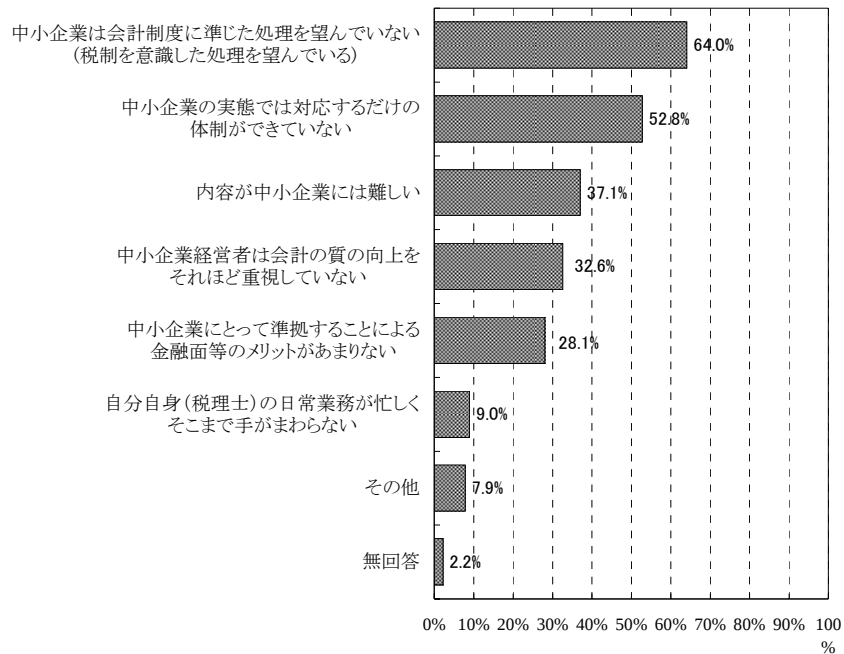


「中小企業の会計」をクライアントに勧めない理由

< 税理士意識アンケートより >

有効回答数 N=89

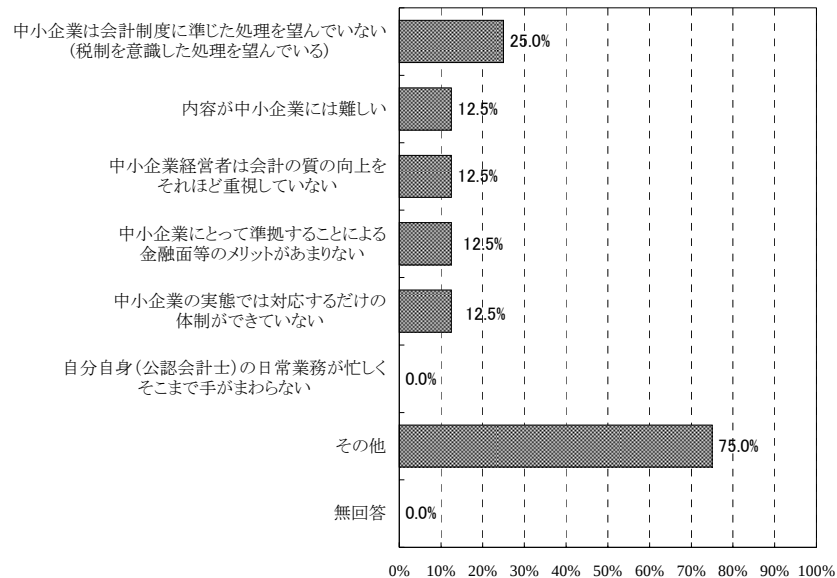
図表4-12-5



< 公認会計士意識アンケートより >

有効回答数 N=8

図表4-12-6

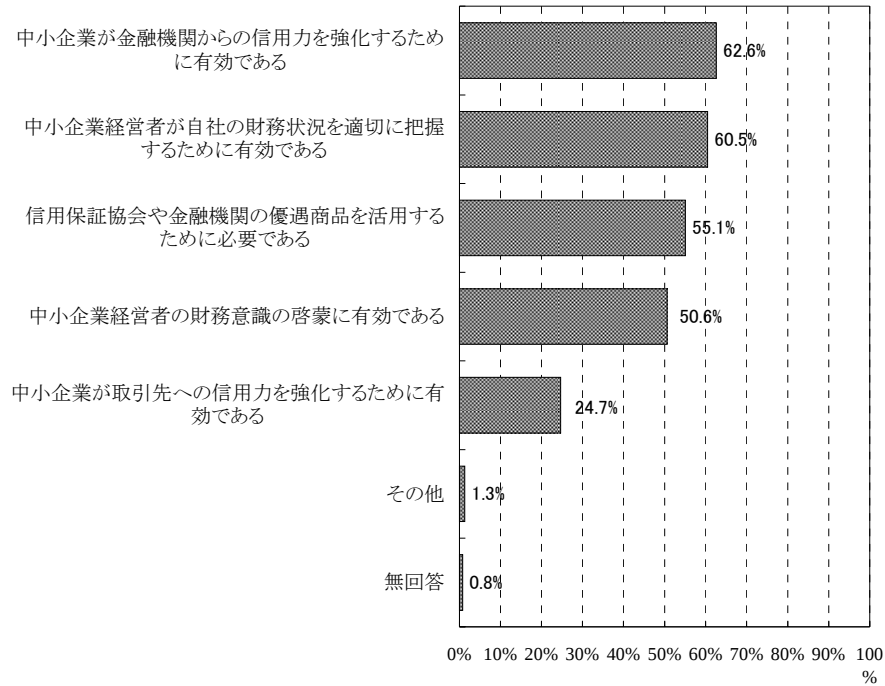


「中小企業の会計」をクライアントに勧める理由

<税理士意識アンケートより>

有効回答数 N=385

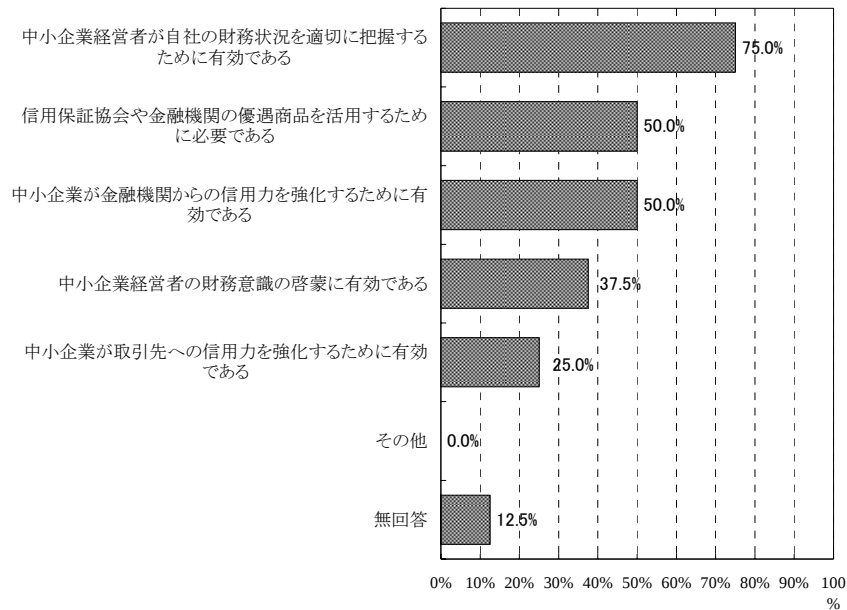
図表4-12-7



<公認会計士意識アンケートより>

有効回答数 N=8

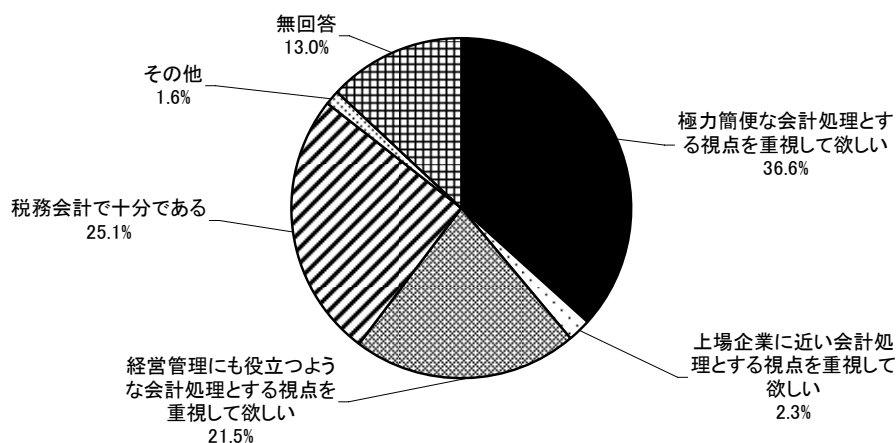
図表4-12-8



(13) 今後、「中小企業の会計に関する指針」に対して望むことについて

- 「中小企業の会計に関する指針」に望むことは、「極力簡便な会計処理とする視点を重視して欲しい。」が 36.6%と最も多くなっている。次いで「税務会計で十分」が 25.1%、「経営管理にも役立つような会計処理とする視点を重視して欲しい。」が 21.5%となっている。
- 一方、「上場企業に近い会計処理」の視点から、「中小企業の会計に関する指針」の見直しを希望するとする回答は、2.3%と極めて少数となっている。

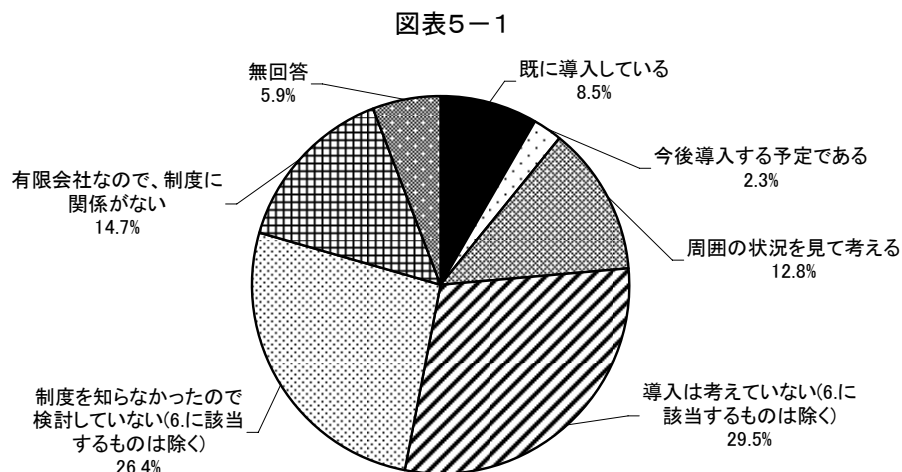
図表4-13



V. 「会計参与制度」について

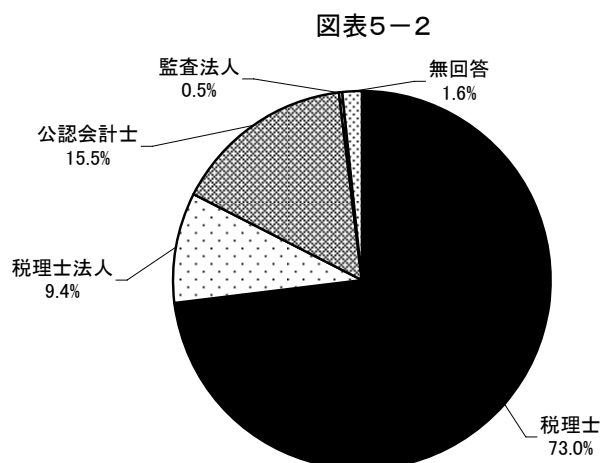
(1) 「会計参与制度」の導入状況について

- 会計参与の導入状況は、「既に導入」が 8.5%、「今後導入する予定」が 2.3%となっている。また、「周囲の状況を見て考える」と回答した企業は 12.8%であった。



(2) 会計参与を依頼している会計専門家について

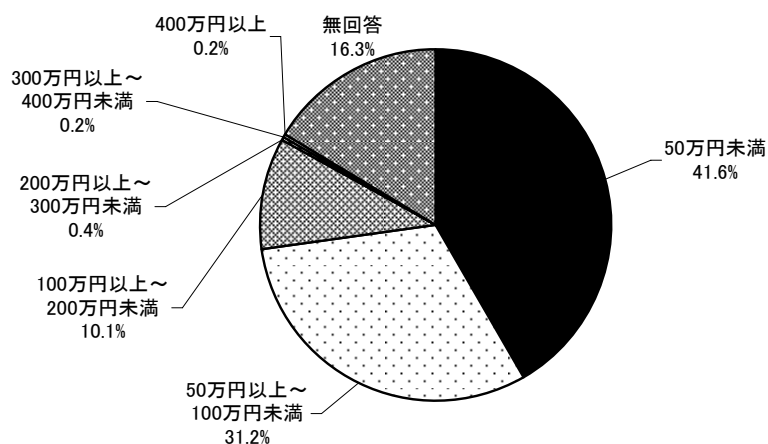
- 会計参与を依頼している会計専門家については、「税理士」が 73.0%と最も多く、次いで「公認会計士」が 15.5%、「税理士法人」が 9.4%となっている。



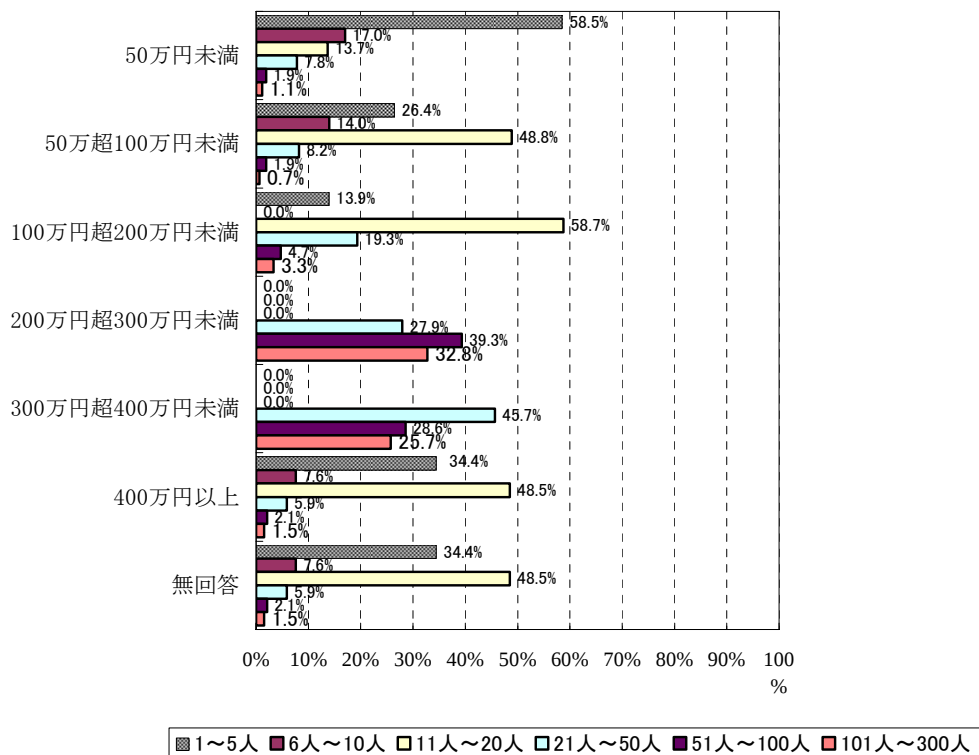
(3) 会計参与制度を利用するにあたり要した費用について

- 会計参与制度を利用する際に要した費用について、「50万円未満」が41.6%、「50万円以上～100万円未満」が31.2%となっており、100万円未満で70%超となっている。
- 会計参与制度の導入費用を従業員数別に分析した結果、従業員数が多くなるほど、会計参与制度の導入費用が多くなる傾向にある。

図表5-3



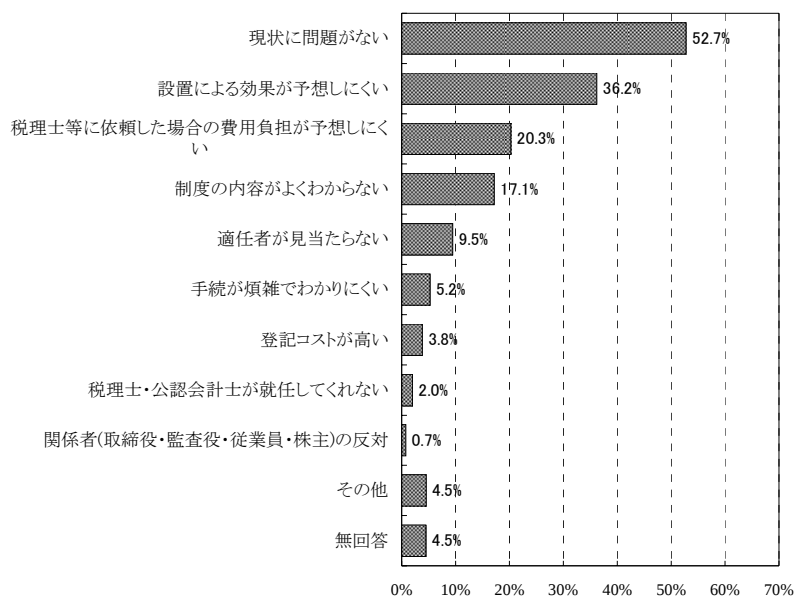
図表5-3-1(「会計参与導入費用」の従業員数別状況)



(4) 会計参与の設置を考えていない理由について（複数回答）

○ 導入を考えていない理由としては、「現状に問題がない」が 52.7%と最も多く、次いで「設置による効果が予想しにくい」が 36.2%、「税理士等に依頼した場合の費用負担が予想しにくい」が 20.3%となっている。

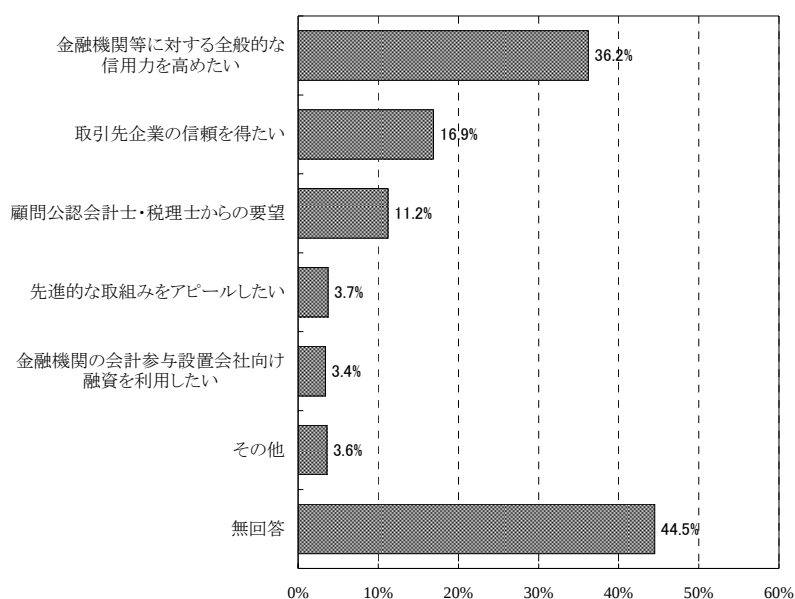
図表5-4



(5) 会計参与を設置した理由〈設置予定の理由〉について（複数回答）

○ 会計参与を設置した（予定含む）理由としては、「金融機関等に対する信用力の向上」が 36.2%と最も多く、次いで、「取引先企業の信頼獲得」が 16.9%、「顧問公認会計士・税理士からの要望」が 11.2%となっている。

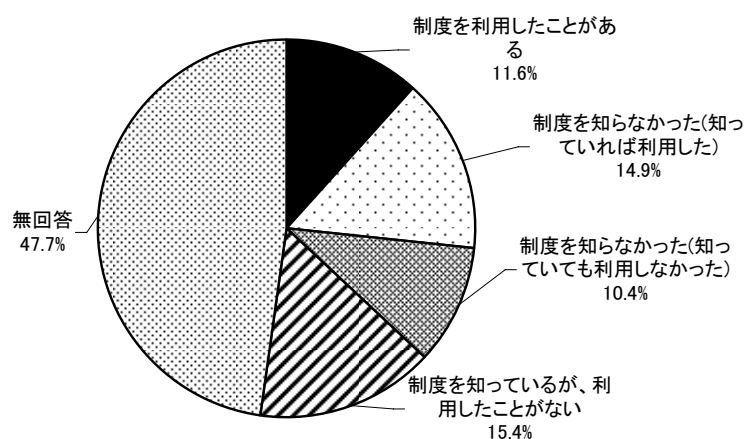
図表5-5



(6) 平成18年5月、信用保証協会が実施する、会計参与設置会社に対する保証料率の割引(0.1%)制度の利用状況について

○ 信用保証協会の割引制度の利用状況について、会計参与設置会社では、「利用したことがある」が11.6%、「知らなかった(知っていれば利用した)」が14.9%であった。

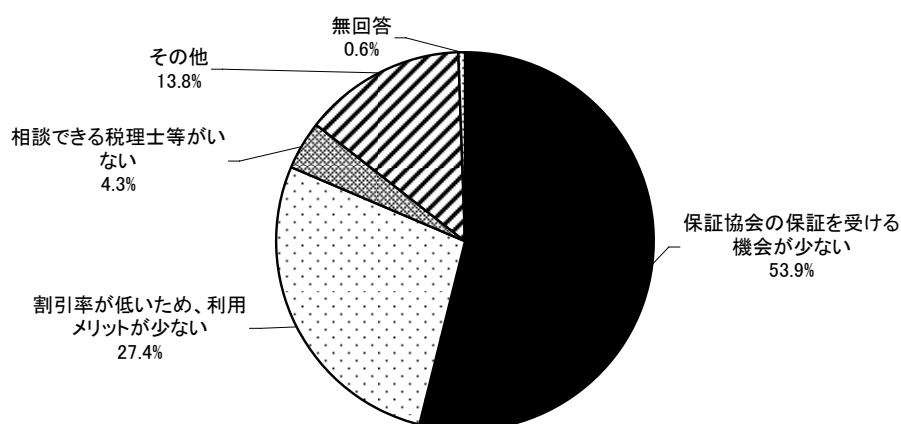
図表5-6



(7) 会計参与設置会社に対する保証料率の割引制度を利用しない理由について

○ 制度を利用しない理由としては、「保証協会の保証を受ける機会がない」との回答を除けば、「設置コストに対して、メリットが少ない」との回答が27.4%となっている。

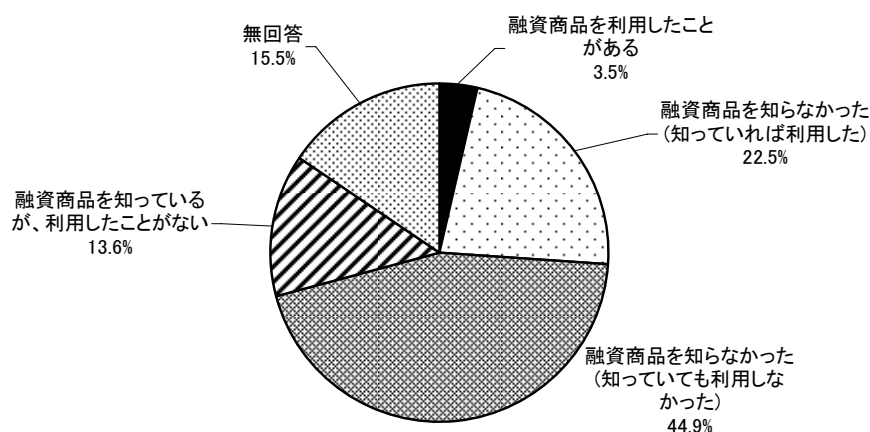
図表5-7



(8) 金融機関が実施する、会計参与設置会社に対する融資条件を優遇する商品の利用状況について

- 金融機関の優遇商品の利用状況については、会計参与設置会社では、「利用したことがある」は3.5%、「知らなかった（知っていれば利用した）」との回答は22.5%となっている。

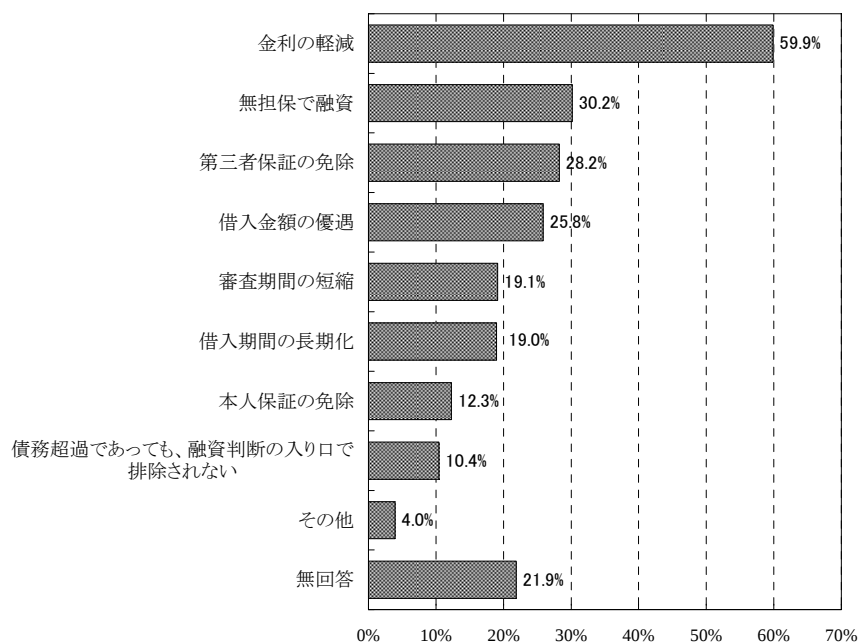
図表5-8



(9) 融資商品を利用する動機付けとして重要視する事項について

- 金融機関の優遇商品を利用する動機付けとしては、「金利の軽減」が59.9%と最も多く、次いで「無担保で融資」、「第三者保証の免除」となっている。

図表5-9

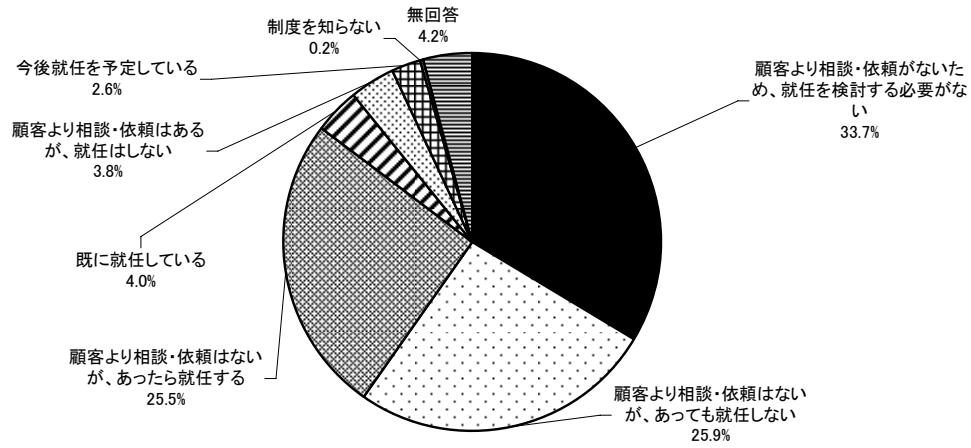


「会計参与」の就任状況

<税理士意識アンケートより>

有効回答数 N=501

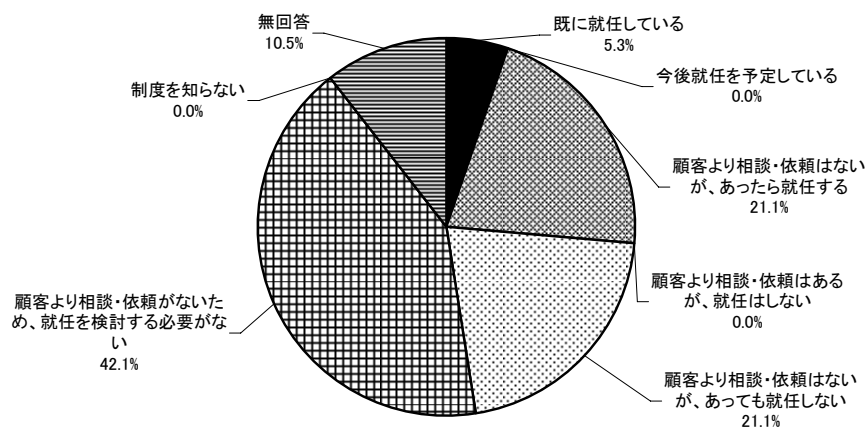
図表5-9-1



<公認会計士意識アンケートより>

有効回答数 N=19

図表5-9-2

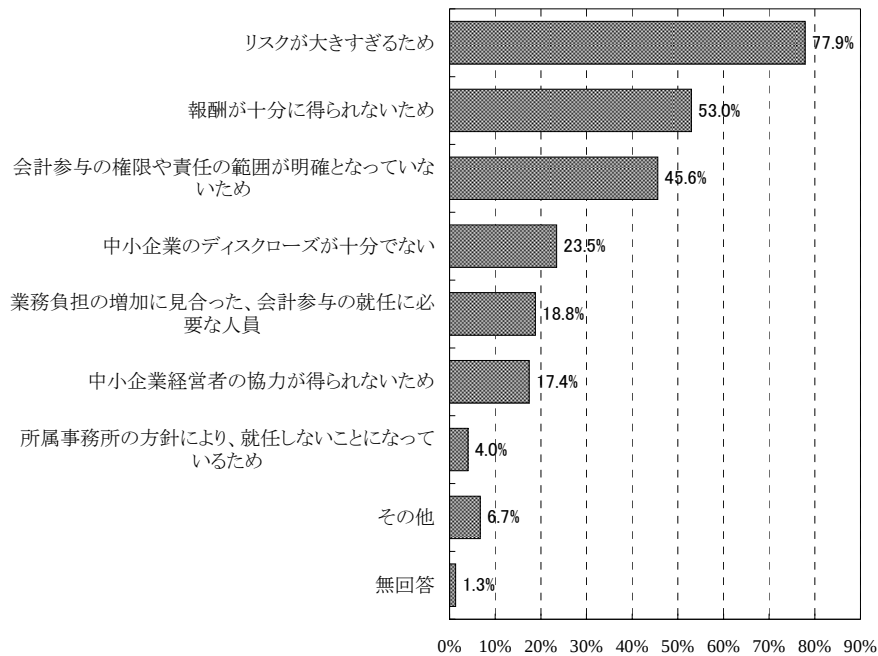


「会計参与」へ就任しない理由

<税理士意識アンケートより>

有効回答数 N=149

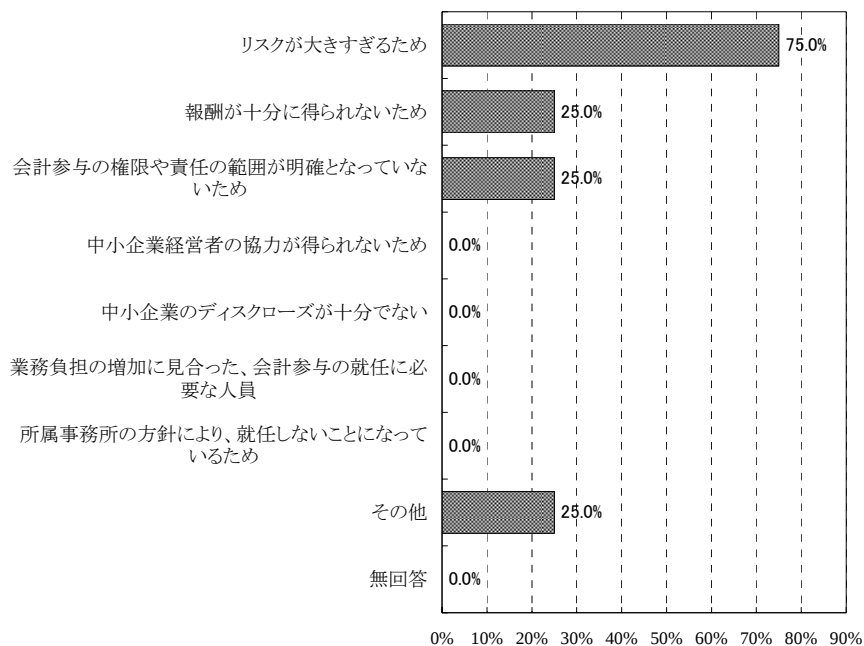
図表5-9-3



<公認会計士意識アンケートより>

有効回答数 N=4

図表5-9-4

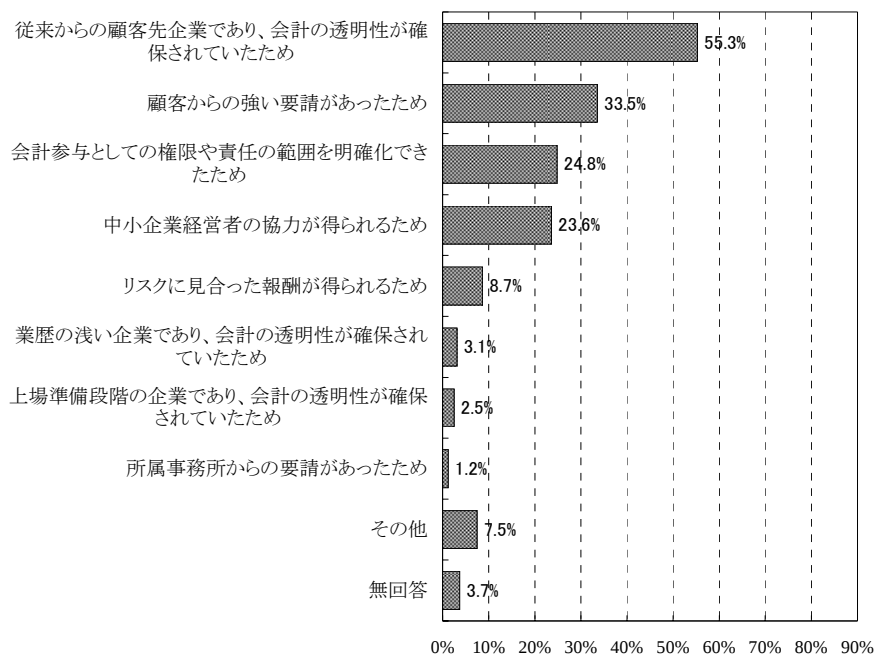


「会計参与」へ就任した（しようと思う）理由

<税理士意識アンケートより>

有効回答数 N=161

図表5-9-5



<公認会計士意識アンケートより>

有効回答数 N=5

図表5-9-6

